

平成29年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成29年6月21日 午前10時00分 開会
午後 4時17分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番	山本英樹	2番	内野悦子
3番	川村優子	4番	西川朗
5番	増田順弘	6番	岡本吉司
7番	朝岡佐一郎	8番	西井覚
9番	藤井本浩	10番	吉村優子
11番	欠員	12番	赤井佐太郎
13番	下村正樹	14番	西川弥三郎
15番	白石栄一		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	総合政策企画監兼企画部長	本田知之
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	山岡晋	書記	吉留瞳

6. 会議録署名議員 4番 西川朗 12番 赤井佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

西井議長 ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

まず初めに、5番、増田順弘君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

5番、増田順弘君。

増田議員 皆さん、おはようございます。増田順弘でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

2点ございます。まず1点目につきましては、先般ご承認を賜りました竹内街道日本遺産認定による地域観光の振興につきまして、お尋ねをさせていただきます。

2点目につきましては、市民・団体・大字、各方面からの市に対する要望、それから、その対策につきまして、お尋ねをさせていただきます。

これよりは質問席にてさせていただきます。

西井議長 増田君。

増田議員 それでは、よろしく願いをいたします。

まず、このたび、めでたく認定を受けることになりました竹内街道・横大路日本遺産についてでございます。今回の認定に至るまでには、多くの方々のご努力によるものかというふうに、深く敬意と感謝を申し上げたいと思います。私は、このことによりまして今後の本市の観光振興を図る上で、大きなメリットになるのではないかなど、こういうふう感じておるところでございます。

それでは、まず、この日本遺産の認定に至るまでの経緯、それから内容についてお尋ねをさせていただきます。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 おはようございます。産業観光部の池原でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまご質問ございました日本遺産につきまして、日本遺産に認定されるまでの経緯について、最初にご説明の方、させていただきますと思います。

平成28年5月30日に開催されました竹内街道・横大路活性化実行委員会におきまして、葛城市の提案により、日本遺産認定推進を提案し、了承されました。この実行委員会でございますが、平成25年に竹内街道・横大路の起源である難波から飛鳥へ至る日本最古の官道である大道が整備されてから1400年を迎えることを契機に、街道沿線の10市町村であります大阪市、堺市、松原市、羽曳野市、太子町、葛城市、大和高田市、橿原市、桜井市、明日香村と大阪府、奈良県の12自治体による横断的な連携組織として平成24年9月に設置されました。平成29年2月2日において、文化庁にこの申請書を提出いたし、平成29年4月5日、日本遺

産審査委員会による審査を経て、同月28日に、1400年にわたる悠久の歴史を伝える「最古の国道」～竹内街道・横大路～が平成29年度日本遺産に認定されました。

それでは、日本遺産について説明させていただきます。日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じて、我が国の文化、歴史を語るストーリーを日本遺産として文化庁が認定し、さまざまな文化財を総合的に活用する取り組みを支援するため、平成27年度から始まったものであります。ちなみに、平成29年度の認定を含めた今までの認定件数は総申請件数229件に対し、54件でございます。奈良県におきましては、平成27年度に認定されました明日香村ほか2市町が申請されました日本国創成のとき～飛鳥を翔（かけ）た女性たち～、平成28年度に認定されました吉野町ほか7町村が申請されました森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～、平成29年認定の竹内街道・横大路の計3件で、大阪では今回の当該認定が初めてとなります。

日本遺産事業の方向性としたしましては、ストーリーを語る上で欠かせない魅力にあふれる有形・無形のさまざまな文化財群を地域が主体となって、総合的に整備活用し、国内だけではなく海外へも戦略的に発信していくものでございます。従来の世界遺産や文化財指定は登録指定される文化財の価値づけを行い、保護を担保とすることを目的であるのに対し、日本遺産は地域の点在する遺産を面として活用し、発信することで地域の活性化を図ることを目的といたしております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 ありがとうございます。ただいまの説明の中で、ちょっと注目するところですけども、地域に点在する歴史遺産を面として活用発信すると、こういうふうなご説明でございます。地域の活性化を図ることが目的であると、こういうふうな説明でございますけど、もう少し具体的にご説明をいただきたいというふうに思います。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問でございます。日本遺産の申請時に竹内街道・横大路の周辺に存在する文化財等についても提出し、日本遺産を語る上でのストーリー構成、文化財としての報告をしております。よって、日本遺産の方向性として10自治体の遺産全てを面として考えるということになります。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 わかりました。竹内街道・横大路そのものではなく、その沿線を面として捉えるということでございますね。わかりました。

それではこの認定によって、いろいろとその効果というのが期待できるかというふうに思いますけれども、国からは文化庁の担当でございますけれども、どのような国からの支援、そのようなものがあるのかお尋ねをさせていただきます。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問であります。

国の支援策についてご説明をさせていただきたいと思います。日本遺産に認定されますと、認定された地域の認知度が高まるとともに、日本遺産を通じたさまざまな取り組みを行うことにより、地域住民の価値観、保存し続けることの再確認や地域のブランド化等にも貢献し、ひいては地方創生にも大いに資するものとなります。また、日本遺産に認定されますと日本遺産魅力発信事業として、日本遺産に関する情報発信や人材育成、普及啓発事業、調査研究事業及び公開活用のための整備に対して、文化芸術振興費補助金が交付されるなど、文化庁からの支援を受けることができます。

具体的な支援内容でございますが、日本遺産魅力発信事業に係る文化芸術振興費補助金でございますが、日本遺産申請時に、認定後3年間の事業計画を提出しております。その内容で推測いたしますと、3年間で総額7,000万円から8,000万円の補助金が実行委員会に交付されると思います。この交付金につきましては、構成市町村である10自治体と大阪府、奈良県と協議の上、共通する事業や複数の市町村がかかわる事業が優先される見込みでございます。また、さきに提出いたしました事業計画はあくまでも予定であり、今後、行われる各種の調査後の結果を踏まえて毎年度、事業計画を提出することになります。

文化庁からの他の支援策といたしまして、日本遺産プロデューサー派遣事業がございます。これは日本遺産を通じて、地域活性化を図ろうとする認定団体のニーズに応じ、日本遺産のブランド化やブランド化の推進や、それぞれの認定地域が抱える個別の課題及び日本遺産を通じた地域活性化に向けた取り組み等に対し、適切に把握し、助言等を行うプロデューサーが派遣されるとともに、地域団体のモデルとなる取り組み事例を共有することにより、日本遺産のブランド化を向上させ、地域活性化の促進を図ることになります。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 要するに、歴史的なそういう専門家の方の指導によって、堺市から桜井市までの間のこの街道の歴史を1つのストーリー化、物語化をしていくと、そういうふうなイメージかなというふうにお聞かせをさせていただきました。それと加えて、地域が抱える問題についてもいろいろとご助言をいただくと、こういうふうなことかなというふうに理解をさせていただきました。このような機会を利用といいますか、通じて、これから質問をさせていただく内容、これも含めまして本市の観光振興に対する課題の整理、活性化につなげていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、確認程度にとどめさせていただきます。事前審査にもつながるかと思いますが、先ほど説明の文化芸術振興費補助金と今回、一般会計の補正予算に観光費として上げておられるこの費用と関連性についてお伺いをいたします。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問のありました文化芸術振興費補助金については、先ほどの答弁をさせていただきましたように、構成市町村である10自治体と大阪府、奈良県と協議の上、共通する事業や複数の市町村が抱える事業が優先されるということで、今回の補正につきましては、葛城市における日本遺産認定に係る初期広報ということで、ほかの9自治体におい

て共通して行うものではございませんので、この文化芸術振興費補助金によるものではございません。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 単独の取り組みでは出ないということでございますけど、それでは、共通する事業ということになりますと、どのようなものがあるのかお尋ねをさせていただきます。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 この共通する事業でございますが、日本遺産申請時に提出されました事業計画書の中から何点かをご提示させていただきたいと思っております。

1つ目は、日本遺産紹介のホームページの作成。こちらについては多言語対応し、インバウンドの対応も考慮いたします。

次に、日本遺産のストーリーや構成文化財をイメージしたPRソングの作成、嗜好性調査の事業として市場調査や旅行商品開発担当者による現地調査を行い、観光ルートの創出、二次交通、バスやサイクリング等でございますが必要の把握等、また、公開活用手段や方法等を調査いたします。また、日本遺産に認定された街道であることを明示するために共通のデザインの表示板の作成や設置、10自治体全体に係る事業を共通して使用するものが共有する事業となります。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 それではもう1カ所、今回の一般会計の補正予算の中身です。これは調査費として無電柱化の調査費用を計上されております。複数の地域をいろいろ調査していただくという内容かというふうにお伺いしておりますけれども、もし、この竹内街道がその無電柱化の計画に入るとすれば、この補助金は、先ほどの説明からいくと利用できないというふうなことになるのでしょうか。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この補助金につきましては、10自治体個別に交付されるものではなく、竹内街道・横大路実行委員会に交付されるものなので、構成する10自治体と大阪府、奈良県と協議によるもので事業を進めていくという形になります。よって、葛城市の竹内街道において無電柱化の事業提案をした場合に、12自治体の同意、了承があれば、日本遺産魅力発信事業の文化芸術振興費補助金の対象事業として事業計画に入れていただくことは可能であります。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 わかりました。了承を得られればと、こういうふうなご説明でございますけれども、無電柱化を進めるとなれば、このようなことも視野に入れていただきたいというふうに思います。

次に、竹内街道の現状、特に管内、市内の竹内街道、その状況についてお尋ねをさせていただきます。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまご質問いただきました竹内街道について説明をさせていただきたいと思
います。

竹内街道は、西は堺市の大小路から松原市、羽曳野市、太子町と続き、二上山の南にあり
ます竹内峠を越えて奈良県に入り、葛城市の長尾神社に至る約26キロの街道であります。堺
市、松原市、羽曳野市、太子町、葛城市の5つの自治体にまたがる街道で、現状はほとん
どの沿線において開発等により昔の趣をなくしております。しかし、堺市金岡神社周辺や羽曳
野市宝泉寺付近、古市、駒ヶ谷、太子町春日、山田地区と葛城市竹内、長尾地区というよ
うに歴史的景観が残っている、もしくは一部残っている箇所が点在している状況であります。
また、太子町側におきましては、現在国道165号線沿いに歩道を設置している箇所もあり、
整備については各自治体によって温度差が感じられるところであります。

葛城市におきましては、国道166号線より東側の旧街道についてはカラー舗装等を工事さ
せていただいておりますが、竹内集落を越え、上池までの間は交通量が多い上、満足な歩道
もない国道166号線を歩いていただくことになり、安全性につきまして問題がございます。
また、上池から太子町に抜ける旧街道におきましては、ふだんは不法投棄等もあり、竹内峠
部分は閉鎖しており、杉等樹木が街道両端に生い茂っている状態であります。しかし、竹内
集落の方々におきまして、樹木の伐採等、清掃を行っていただいております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 ただいま説明いただきました後ろの部分でございますけれども、私は、本来の竹内街道と
いうふうに葛城市内の中で呼べるのは、後からつけた166号線のバイパス部分じゃなしに、
特に竹内集落、それから、そこを越えて峠までの間の旧街道といいますか、そのバリエード
で地元の方がご苦労かけて管理をさせていただいてる閉鎖部分といいますか、その箇所である
のかなというふうに思います。このもともとの旧街道部分、今後、どのようにこの機会を通
じて整備をされようとしているのかお尋ねをいたします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。竹内街道の日本遺産というのは、もう部長の方から答弁あ
りましたように、世界遺産とは全く性格の異なるものでございます。世界遺産がその文化的
な価値を保存することを目的とした認定の仕方にあるんですけど、日本遺産の方はどちらか
といいますと、その活用部分といいますか、どのようにその地域を活性化していくか、そち
らの方に目的があります。ですから、今回の申請に当たりまして、2月に行ってきたんで
すけど、2名の参事官の議員の方と一緒に事務次官の方にプレゼンをしてきたわけなんです
けども、もう歴史的価値というのは竹内街道は非常にございます。当然のことながら、大陸
文化の通り道だったわけですから、あるのは明らかなんですけども、それだけではなかなか
認定に至らない。というわけで、プレゼンの仕方を全く変えました。実際に歩いてみると、
大阪からこの葛城連峰を越えた瞬間に大和平野が一望に広がる風景が見えますよというよ
うな、そういうふうな表現の仕方に変えてプレゼンをしてきたわけでございますけども、議員

ご指摘のとおり、竹内峠の部分につきましてはバイパスができることによって、かなり現存していた、あったものが変わった状態になっております。一部鬱蒼とした峠にはなっておるんですけども、その峠の管理につきましては、地元の方々がボランティアで保存会というものをつくっていただきまして、ある種整備を、毎年掃除をしていただいているという実情がございます。ですから、非常にありがたい話やなと思ってるんですけども、ある種甘えた中で、そういう整備をずっとしていただいているということなんで、それは継続していただきたい。その中で行政として、また何かお手伝いできることがあれば、やっていきたいなという思いでございます。

それと、一番気になるところではございますが、旧街道沿いでハイカーの皆さん方が歩かれたときに、バイパスを共有して歩くような場所が一部ございます。太子町部分につきましては大阪の管轄ですので、かなり整備をされておるんですけども、一部、竹内集落と竹内峠の間で、車との共有してる部分がありますので、その辺の安全管理をどのようにしていくのかということは、これから議論していかないといけないと思っております。議員ご指摘の竹内峠につきましては、鬱蒼としたその風景がある種残っている場所というのはなかなかございませんので、当然保存していきたいという思いでございます。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 市長からの答弁、ありがとうございます。あの状態は、現状はいろいろとボランティアの方々による管理で、ある程度、管理はしていただけてますけれど、ひどい状態であるというふうに認識をしております。

できましたら、私、この写真、ちょっと見ていただけますかね。これ私、ほんまに幼いころに見た記憶のある竹内街道なんです。この写真というのは、なかなか、池原部長にも写真ないかと聞いたんですけど、私の思っているイメージの写真というのはいろいろと資料探して、やっと見つかったのがこの資料です。こういう竹内街道の再現をしていただければ、日本遺産としての価値の再生といいますか、また新たな観光スポット的な、そういう期待も寄せていただけんのかなと、こういうふうにも思いますので、この再現に向け、よろしく願いを申し上げておきたいというふうに思います。

次に移りますけども、竹内街道につきましては1400年の歴史ということで、多くの歴史を刻まれた国宝級の国道であると、こういうふうに言われておるのは、皆さんご承知のとおりでございますけれども、市内には、これ以外にも当然、数々のそれ以降にできた街道というものが存在をしておったというふうに思います。どのようなものがあるのか、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

竹内街道以外の旧街道についてでございます。奈良盆地という、ある種閉鎖された地域におきまして、葛城市を含む葛城と呼ばれる地域は、西は大阪府河内地域と南は和歌山県との盆地内における出入り口に当たる位置を占めていることから、古くから頻繁に人、物の往来

が行われておりました。

古墳時代におきましては、当地域を本拠地として葛城氏と総称される勢力が当時の中央政権内において強大な力が保持できたのも、この交通の要所を押さえていたことが要因の1つとして挙げられます。現代において、国道24号線や国道165号線は奈良県内と京都府、大阪府、和歌山県とを結ぶ主要道路であり、これらの道から車の列が絶えることはありません。古代においても、当地域が人々の往来でにぎわっていたことは間違いないものと考えられます。

葛城地域である葛城市内の近世以前の主要な交通路である旧街道といたしましては、日本遺産に認定されました竹内街道・横大路のほかに長尾下市街道、高野街道、下街道、當麻道、岩屋道、山麓の當麻道、當麻街道、平石越などがあります。

それでは、主要な街道の1つであります長尾下市街道についてご説明をさせていただきたいと思います。長尾下市街道は、大阪河内から国分峠を越え、香芝市関屋、畑、磯壁より、葛城市長尾を経て、北花内、三才池から東越えし、御所市大口峠を越えて下市町下市へ至る道であります。長尾より南は下市街道と呼ばれております。下市街道は、もとは岩屋越と呼ばれ、葛城市新町で下街道と合流するまでの道でありました。これが近來になり、下市へ至る道筋となったため、下市街道と呼ばれるようになったものであります。この街道は、山上参りや壺阪寺、高野山への重要な参詣道であり、道中には大峰山関係の常夜燈や道しるべが多数残っております。葛城市内の街道沿いには、石光寺、當麻寺を初め、飯豊天皇陵など、たくさんの名所旧跡がございます。

以上のように、葛城地域は古くから東西交通の重要幹線である飛鳥京から河内を経て難波津へ至る竹内街道・横大路が、また南北道の重要幹線である長尾下市街道や高野街道、下街道、當麻街道などがあり、伊勢参拝や山上参り、壺阪寺、長谷寺、當麻寺の参拝客によって盛んに利用され、ところどころに存在する石の道しるべは、その重要性を示しているものであります。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 今、説明ございましたように、下市街道、ちょうど竹内街道から葛城市を横断する、真ん中を横断しているような、そういう旧の街道であるというご説明でございました。私の家の前もその道が通っております。近所には、先ほど説明のあったように街道がほかの道と交差していると、そういうこともあって、当時の人が道に迷わないようにということでしょうか。今で言う道路標識、道しるべです。こういうものが各街道の交差点部分に今も残っております。右に堺、左に高野ですか、そういうふうな読めないぐらい古いものでございます。常夜燈という、これもちょうどそういう角にあって、今となれば近所の人もいろいろとその道路が狭いので、のけようにも昔のもので取扱いどうすればいいんだろうと、いろいろお困りのところもございます。ただ、やっぱりこういう古くから伝わっておる、これ以外にも石造物いろいろと残っていると思います。このような遺産といいますか、昔からずっと残っておる街道の遺産でございますけれども、少なくとも私の近所では誰も管理してないという状

況でございます。このことについて、管理についてお考えをお尋ねいたします。

西井議長 池原産業観光部長。

池原産業観光部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

旧街道でございます常夜燈や道しるべ等でございますが、そのほとんどについて誰が設置したということは当然不明であります。昔から地元の方々の管理によって現存している状態です。しかし、地域によってもその管理については差があり、保存状態においても差がございます。また旧街道に設置されていることもあり、非常に狭隘な道に設置されているところも多く、現在の交通状況においては障害となっている例も聞いております。

今後におきましては、歴史あるものであり、一度撤去等をしてしまいますと二度と同じものをつくることはできません。何百年と経過した中で存在していることに価値があります。その点も考慮の上、交通等の関係も考慮しながら今後、どうしていくかを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 このような歴史遺産と私は呼ぶべきものやと思いますけれども、大切に保存していただく方向でご検討いただけたらなというふうに思います。

今回の竹内街道日本遺産、これを契機に竹内街道の1400年のその歴史までは及ばなくても、歴史的な差についてはあるものの、市内には旧街道及びその近隣といいますか、その付随する遺産といいますか、点在する神社仏閣、旧跡、古墳群を含めて、非常に観光資源としてたくさんございます。これを点在しているものを一体化することになりますと、やっぱり街道でつなぐと、街道整備とともに観光振興を図ると、こういう手順といいますか形になんのかな。観光客が来られて、ずっとこの道を昔、誰々が通って、いろいろとあって、例えて言うと、長尾から入って行って、伊麻さんのところにそういう旧跡があって、ここではどういう方がおられて、この道を通ったんですよという、そういう300年、400年、500年前のあった物語を街道を通じて語っていただくと、そういうふうな観光策というふうなことをこの機会にやっていただけたらなと、こういうふうに思うところでございますけれども、再度、部長なり市長なりご所見を賜りたいと思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 議員ご指摘のとおり、葛城市にはさまざまな文化遺産等がございます。観光資源としては非常に裕福な自治体だと認識しております。ただ残念なことに点在しておりますので、その点在したところに観光客が来られるんですけども、なかなかほかのところを見に行っていない。そこを見て、観光に行政の税金をつぎ込むということは、何が最終的な目的かといいますと、税を投入して当然活性化することによって税収として上がってくるという、それのワンセットが観光行政やと私は感じております。そういう意味におきまして、1カ所を見るのではなくて、まず、点在する観光資源、有名なのは當麻寺ですとか相撲です、當麻のけはやですとか、それ以外にも葛城市にはいっぱいございます。当然、竹内街道もそうなんですけども、屋敷山古墳であるとか、笛吹神社であるとか、飯豊天皇陵であるとか、柿本

人麻呂であるとか、旧新庄のその街並みであるとか、そういうようなもの全て、例えば観光ということになれば、歴史博物館等もございますし、そういうようなものを線で結ぶ作業に取りかかりたいと思っております。それは車ではなくて、どちらかといいますと遊歩道であったりとか、サイクリング道の整備の仕方。議員ご指摘のとおり、旧街道を利用するという方法もございます。新しくつくるのではなくて、現状あるものをつないでいく作業、周遊道路の整備の仕方を考えていきたいと思っております。線になりましたら当然のことながら、その線に向かひまして、各地域地域でいろんな活動をしていただいている皆さん方がおられます。その線の周辺に寄ってきていただきますことによって、それが、その地域がだんだんと面が変わっていくというところまで持っていけたら一番いいのかという思いでございます。

ただ、葛城市だけではなかなか全国発信、海外発信とすることが自治体の規模の中でやるのには限界がございます。限られた予算の中でやることは限界がございますので、今、やっておりますのが、ちょうど東西の観光ルートを県内に構築できないかという作業を呼びかけております。今、議員ご指摘の竹内街道というのは、まさにその東西のラインでございます。それに、幸いなことに、南阪奈道路という東西の新しい高速道路がございます。それを活用して観光バスがずっと行き交うような、そんな観光ルートの構築。例えば、県外の方とお話ししますと、奈良県というたら、大抵大仏さんですねとか、西の京の薬師寺ですとか唐招提寺、法隆寺等が話に出るんですけど、なかなか葛城市の話は出てきません。当然、明日香の話も出てきません。

奈良の観光というのは、どうしても修学旅行を含めまして、北の方のルートが確立できてるんですけど、私は中部にそのライン、東西のラインで観光ルートを設けたいと考えております。関空から直接中部の方のこのラインに入っていただくような、大阪から直接、せつかく交通網がございますので、それを利用して奈良県の中部の観光ライン、例えば、それは葛城市でしたら1カ所ここ見て、明日香でここ見て、桜井でここ見てというような1日のそのラインをまず構築するために、そのエリアの市長とも話を始めてるところでございます。多分その取り組みといたしまして、もう直近に明日香の方と打ち合わせに行く予定をしております。

自治体1つ1つが頑張ればいいんですけども、なかなかそれが全国発信、外国への発信ということは非常に大変な作業でございます。当然のことながら、県のお力をかりながら進めてまいりたい。その作業は、かなり時間の要する作業ではございますが、もし、その観光ルートを構築することができたら、私は奈良県全体の発展にもつながるであろうと。それで、葛城市に1カ所でも結構です。その修学旅行のルート、もしくは海外から来ていただくルートの中で寄っていただく施設、観光資源を開発できたといえましたら、そこからさらに、今度来るときには葛城市だけを1日見てみようかなというような個人的な観光ルートとしても広がっていく。ですから、そのスケジュールを、目的を決めて、そのスケジュールを組み立てていく。どういう手段をとっていかを組み合わせるように、原課には指示をしているところでございます。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 大がかりといたしますか、奈良県全体としての捉え方ということでございます。阿古市長におかれましては、巻き込んでということで、みんなで一緒にじゃなしに、こういう提案をリーダーシップをとって、奈良県の観光市長と言われる、こういうふうな看板でしっかりと地域観光振興、図っていただけたらというふうに思います。あわせて、先ほど大切といたしますか、古くからそういう旧街道をそういう観光ルートの1つとして捉えるということでございますんで、現在、部分的に地域幹線道路的な、そういう非常に狭いといいますか、危険度の高いルートも一部入っておるような状況も見受けられますので、その辺の道路整備も含めまして観光振興を図っていただけたらなというふうに思います。

今回の竹内街道・横大路日本遺産の認定ということで、葛城市全体の観光振興につながるというふうなことで先ほど市長からございましたように、国内、国外、多くの方が本市に訪れて、この地域の活性化が結果的に図れるような、そういうふうに向けてのご努力、よろしくお願ひ申し上げておきたいと思ひます。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。続きましては市民、それから団体、また大字、各種要望が市の方にいろいろと届いているかというふうに思ひます。その対応策について、まずお聞かせを願ひたいというふうに思ひます。

市政運営につきましては、住民のニーズ、これを把握するという上でのさまざまな市民の声を聞くということが一番重要になっておるのかなというふうに思ひます。その見解について、市としてどのように受けとめられておるのか、まず、お尋ねをさせていただきます。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監兼企画部長の本田でございます。ただいまの増田議員の質問に対して答弁させていただきます。

市政運営に当たりまして、住民のニーズ把握するためにも、広く市民の声を聞くこと、いわゆる広聴と言われておりますけれども、その広聴の観点につきましては重要な要素でございます。葛城市においても市民、各種団体、大字などからの要望のほか、市のホームページを経由したご意見メールというようなものも設けておりますし、両庁舎におきましてもご意見箱、そういったものも設置をしております。また、各種計画策定するに当たっては、パブリックコメント等、さまざまな場面において住民の方の声を聞き、それを市政運営に反映させる仕組みというものを設けております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 市民の方々におかれましては、それぞれの立場で市に対してご意見をお持ちでございます。当然、私ども市議会議員も日ごろからそのようなご意見を聞いて、それから自分なりに知り得る知識によってご説明をさせていただいて、わからないことにつきましては担当の方にお尋ねをして、おつなぎをしたり、それも市議会議員としての大きな役割というふうなことは重々認識をさせていただきます。また、大字内におきましても、役員会等々でご協議を願って、地域の要望として市の方にご相談なり、要望、または陳情をされておられると、これが現状

実態かなというふうに思います。しかしながら、市民の方々、個々にお持ちの意見、要望、なかなか表に出ない。市民懇談会等も開いていただいて、過去からいろいろと市民の声を直接聞くんだというふうなこともやられてますけども、そこで、手を挙げて発言されるというふうな方はまれといいますか、なかなか率直な意見が出ないというのが実情かなというふうに思います。思っておることをどうやってその酌み取るか、読み取るかということも、私どもの議員必携というそのバイブルの中にも書いてございます。ため息を感じると、こういうふうな表現をして、いろんな市民の方々の思いを読むといいますか、それをやっていく必要があんのかなと。表に出ないということになりますと、これは結果的に市への不満という形で、未解決のまま残っておると、これが多くあるのかというふうに思います。

そこで、お尋ねをしたいというふうに思いますけれども、これからは市民の方々からの個々のご意見とか要望を、それから団体・大字、この要望とちょっと異質ですので、分けてお尋ねをしていきたいと思っておりますけれども、まず、団体・大字からの要望、陳情についてでございますけれども、これらにつきまして、どのような位置づけをされておるのかということもまず、お聞きをいたします。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問についてでございますけれども、まず、各大字におかれましては、区長の皆様が居住する地域に根づいて活動をしていただいております、住民の方のさまざまな声を身近で聞いて、それを取りまとめて行政につないでいただくと、いわば市民と行政との橋渡しの役割を担っていただいております。そのため、大字の意見として取りまとめられて提出された要望でございます。そういったものについては、ふだんの地域生活送る上での住民の方の声が届けられたものとして、貴重な意見であると認識しております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 それでは、このような特に貴重な意見と、重要な意見とされておる大字及び各種団体からの要望についてでございますけれども、年間どのぐらい要望として上がっておるのか、それからどのように処理をされておるのか、お尋ねをいたします。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問についてでございます。

まず、大字からの要望という点でご説明させていただきますと、要望につきましては、要望内容を所掌する担当窓口、担当課の方に直接提出されます。また、緊急対応を要するような要望でございまして、事後的に要望書を作成していただき、提出を願っております。こうして作成された大字の要望につきましては、各部署に提出された後に、今現在、企画政策課の方にも回覧される運用としております。企画政策課に回覧された件数で報告させていただきますと、平成29年度に入ってからとなりますけれども、約2カ月間たっておりますが、25カ大字から延べ44件の要望上がっております。こちらについては、あくまでも大字からの要望になっておまして、他の団体からの要望については、各担当課の方で処理を行っ

ておりますが、そういった意味で申し上げますと、市の要望全体で申し上げますと、もっと多い数になるのかというふうには認識をしております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 聞かせていただいて、私の感覚からいくと要望件数多いなど、現状は担当課でも対応しきれない状況かなど。先日、ある部署に少しお尋ねをさせていただきますと、こんだけありまんねんということで、たくさんあってその対応、どうやっていこかなど、そういう悩みといますか、負担が大きいなどというふうなイメージで、私、推測をいたしました。

提出された方は、出してるんでちゃんと進むであろうと、解決するであろうと期待をいたします。預かってそのまま放置するということになりますと、先ほど言ったように、期待外れといたしますかがっかりされると、こういうふうなこともあります。現実的でないものについては、それは実施困難です。こういうふうな答弁も、その都度その都度きちっと処理をしていていただくとか、そういうことも場合によっては必要であると思います。

それから、私、ちょっとお伺いすると、要望書というのは何か規定の様式ございますかと聞いたんですけどもないと、現実、要望書の規定の様式がない。当然、様式がないということになれば、そういう地域の要望書に関するルール、それも現状ないのかなど。本来はこういう1つの重要な地域からの要望書という重要書類につきましては、ある一定のルールにのっとった、そういうことをする必要があるのではないかと、こういうふうに思いますけれども、このことについてお尋ねをいたします。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問についてでございます。

まず、議員のご質問いただいております様式についてでございますけれども、特段のその決まった様式というものをこちらからお願いをしているものというのとはございません。また、どういったルールのもとで対処しているのかというご趣旨のご質問かとは思いますが、要望の内容にもよりますが、即座に対応が必要なものを除きますと、要望を寄せられた各担当課において、要望のあった年度であるとか緊急度、要望内容、そういったものを勘案しながら、必要な事業費を予算として要求をしていただくと。それをもって、予算査定として、市の財政面での調整を経て、予算化した上で執行すると、そういったものが通常的な流れとしてのルールとなっております。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 担当の方が必要性を精査すると、こういうふうな課の判断といたしますか、部の判断といたしますか、そういうふうなご説明かなどと思います。ここでの判断は、そうであるというふうには解釈をさせていただきますけれども、先ほどあったように客観的であるべきやということ、それから公平性であるべきであると、こういうことが重要であるというふうに思います。そうでないと、とりあえず出していろいろ何回も足しげく通って、そのうち何とかなるやろうと、先ほどあった上げ得になっってしまうないように、中身の精査については、しっかりとその地

域の実情、弱いところ、強いところの偏りのない、そういうふうなことを勘案しながら進めたいというふうなことが重要なことというふうに思います。そういうふうな意味からも一定のルールづくり、これも必要かというふうに考えますけれども、市長のご所見をお伺いいたします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 実はもう区長会さんの方には、その集まりの中で申し入れをさせていただいております。

本来、行政といいますのは、秋ごろから次年度の予算の査定等の作業に入ります。その中で、従前でしたら秋までに各大字からヒアリング等、要望を上げていただいて、それで、次年度、予算化していくわけなんですけども、その作業が少しルールがあやふやになっているような気がいたしております。

市内には44カ大字ございます。44カ大字がよくなるということが目標でございますので、一定のルールをつくって、そういう作業をやらせていただきたいということを申し上げております。それがどういう形になるのか、44カ大字ございますので、本当に大字として何を一番緊急性を持って要望されているのか、その確認も含めまして、実際にお会いしてヒアリングできる時間がとれるのかどうか。44カ大字ありますので、1日3カ大字としますと、大体半月ぐらいかかるのかなという思いもございます。そういう作業を具体化できるかどうかということを今、検討している最中でございます。

葛城市の財政というのは非常に厳しゅうございます。今、決算の作業をしておりますが、約10億円近くの前年度の基金の取り崩しをしなくてははいけません。平成28年度でなくてははいけないという現実がございます。合併バブル等、事業をいろんな取り残した中で、これから2、3年はその傾向が続くであろう。残務処理ではないんですけど、その中で市民にとって何が一番有用なのか、限られた予算の中で予算をつくり上げていくという作業がこれから入ると思います。葛城市の財政規模というのは、多分、百二、三十億円が限界の規模やと私は概算的な感覚では持っておりますので、それから膨れ上がった部分をどうソフトランディングさせるのかという作業を並行してやっていかないとはいけません。ただ緊急を要する事業というのは、その都度、各大字等から上げていただいたらいいと思うんですけども、声を大きくしていったから予算化されるというものではない。やはり、公平な目で事業化できる作業を進めていかないとはいけません。

各大字からいろんな要望をいただいております。それを積み上げてみますと、何億円かかるんだというような試算がございます。全ての事業をやれたらいいんですけども、やはり、全てをやるということは、なかなか難しゅうございますので、随時、優先順位を確認しながら事業化に進めていきたいという思いでございます。

以上でございます。

西井議長 増田君。

増田議員 市長もお答えいただいたように、バランス偏らない、そういうことを十分ご認識をいただいているというふうに感じました。今年度に入って、44ケ大字中、25ケ大字が要望書を提出されたということで提出状況に差があるのかなというふうにも思います。いろいろとルール

づくりをすれば、各大字の役員さん、複数の方も来ていただいて、その辺の説明もしていただいて、区長さん1人に大きな負担のかからないような、市としての考え方を広く地域にご説明願いながらご理解をいただくと、こういうふうなことも必要なと思いますので、ご答弁よろしいですので、よろしくお願いします。

次に、市民の声について、ちょっとお聞かせを願いたい。市民の声につきましては、どれだけ耳を傾け、それに応えるか、これが先ほど申し上げましたように、本来の満足度の高いまちというふうにつながってくるというふうに思います。本市においても、先ほど説明のございましたように、ご意見メール、それから投書箱、このような取り組みをされておるといふふうに聞いてございますけれども、大阪市とか最近、多くの自治体がやっておられます市民の声というわかりやすい窓口、これをいろいろと設定をされておるといふふうに聞いております。

そこで、私、大阪市、それから西尾市でしたか、いろいろとやっておられる事例を聞いたり、調べたりさせていただいたら、何を感心したかといいますと、全ての質問に対して、インターネット上でその回答をされてるんです。何十件、何百件とある、それぞれささいな質問です。今度の体育祭、いつあるんですかみたいなどころまで、何億円の事業とかという、そういうレベルも含めて、非常に市民のふだんのささいな細かい声を聞いておると、こういうふうな取り組み、それから、それを適切に回答されておるといふところに非常に関心がございます。本市としても、このような取り組み、ご検討いただけたらなというふうに思いますけれども、お伺いをさせていただきます。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、現行の運用についてお話しさせていただきますと、ご意見メール、ご意見箱でさまざまな意見頂戴いたしております。そういった意見につきましては、意見提出されたご本人の方が回答を希望された場合、意見に関する担当部局と調整の上、回答させていただくなど、適切に対処、対応するようにさせていただいております。議員よりご提案いただいた件につきましては、そういった回答についての公開、公表、そういったものかと思っておりますけれども、こちらにつきまして、先ほど議員おっしゃられました実際に運用している自治体の例を参考に研究、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 時間が少ないですので簡単をお願いします。

増田議員 市民の方が見られて同じ思いをされている方が、ああ、そうかというふうに、この回答によって悩みを共有化できる、解決できると、こういうふうな意味もあって、回答はオープンというふうなことをお願いしておきたいというふうに思います。

最後でございます。地方自治法第10条2項のところには、住民は地方自治体の役務の供給を等しく受ける権利を有すると、こういうふうになされてございます。行政サービスに地域、市民間で高い低いのない、立場の弱い人の方々へ配慮した公平公正なまちづくりに取り組んでいただくことを強くお願いをいたしまして、私の一般質問終わらせていただきます。あり

がとうございました。

西井議長 増田順弘君の発言を終結いたします。

次に、1番、山本英樹君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、山本英樹君。

山本議員 皆さん、おはようございます。日本維新の会、山本英樹です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を行います。

質問は、2点ございます。1点目は、敬老年金制度について。2点目は、教育行政として磐城幼稚園全面建替え工事、その後についてを質問させていただきます。

これよりは質問席にて行います。どうぞよろしく願いいたします。

西井議長 山本君。

山本議員 それでは、一般質問を始めさせていただきます。

まず、敬老年金制度についてなんですけど、私、葛城市に住みながら、議員になるまではこの制度は知りませんでした。そこで、この敬老年金制度について及び経緯について説明をお願いいたします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 福祉部長の巽でございます。

ただいまの山本議員の質問でございます。敬老年金制度の制度及び経緯についてということで、敬老年金事業につきましては、旧新庄町において昭和47年より始まり、合併後もそのまま引き継いでおる事業でございます。長年にわたり、社会の進展に寄与してきた高齢者に対して、敬老の意を表するとともに、経済的に支援することを目的とし、在住期間が1年以上の85歳以上の方に対し、月額5,000円を支給する事業でございます。ただし、介護保険法で定める介護老人福祉施設に入所している者を除くこととしております。また、その支給方法としましては、地域の民生児童委員さんをお願いし、3カ月ごとにその家庭を訪問していただいております。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 この制度は昭和47年、旧新庄町時代に始まり、平成16年、新庄町、當麻町が合併し、条例第96号として内容を引き継ぎ、現在に至っておりますが、その間、条例改革は何か行われておりますか。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまの質問でございます。

先ほども申し上げました昭和47年という旧新庄町からの条例でございまして、古い条例でございますので、全ての改正が網羅できているかどうか不明ですが、わかる範囲でお答えさせていただきますと、最初、昭和47年制定当初は、対象者が満85歳以上の方に対して月額1,000円、88歳以上の方に対して月額3,000円となっております。昭和52年の改正で一律85歳以上月額3,000円に改正され、昭和57年の改正で月額4,000円に改正、平成5年の改正で5,000円に改正されております。さらに、平成16年の合併時には支給要件に介護保険法で定

める介護老人福祉施設に入所している者を除くという項目を追加しております。その後、改正はございません。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 それでは、葛城市敬老年金支給条例とは、全国的な制度なんでしょうか。また、奈良県内では同じような制度を導入している市町村は、葛城市以外には存在するのでしょうか。教えてください。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまの質問でございます。

全国的な範囲での調査につきましては、あくまでインターネット上での調査となり、完全な調査ではありませんが、類似する条例がある町を数例確認することができます。しかしながら、市で類似の年金制度を実施している自治体は確認できませんでした。また、奈良県内の状況としましては、現在、葛城市以外実施している自治体はございません。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 類似する条例がある町が数例あるとのことですが、どのようなものなのか、説明をお願いいたします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

先ほども申し上げましたが、全国的な調査というのは、あくまでインターネットでの調査でありまして、敬老年金という形で検索させていただきましたところ、ヒットしたものとしまして、類似する条例を制定している町として年額1万8,000円、これは鹿児島県の与論町でございますが、年2回に分けて支給しておると。それと、年額1万2,000円、これは和歌山県の日高町、こちらにつきましては、年3回に分けて支給しているという事例が確認できました。ただ、いずれも支給開始年齢は90歳以上となっており、支給要件の在住期間につきましては、本市と同じく1年以上を条件としております。その他、敬老の日に合わせて祝い金的な意味合いで、年1回現金を支給している事例が4町あるのを確認しております。一応、金額的には3,000円から1万2,000円というような形での事例でございました。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 今の説明の中で、大体が1万円台であるということで、葛城市の敬老年金制度、合計にすると6万円になります。この数字、果たして現在の葛城市の財政状況から見て、いかななものなのかとは私は考えておるんですけど、それと、県内で過去に葛城市以外にも同様の制度があったと聞いたことがあるんですけど、先ほどの説明の中、ないと答弁があったんですけど、再度、もう一度お願いいたします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございますが、過去にあったかということも含めてなんです

が、ちょっと残念ながら、県内のほかの市町村の過去のデータは把握しておりませんが、現在のところ、県内に同様の制度はございません。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 それでは、この敬老年金というネーミングなんですけど、どこから来ているのか、また、私、年金というには通常は掛金が原資になって支払われているというイメージがあるんですけど、その辺のところ、説明をお願いいたします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

年金というネーミングのことだと思うんですけども、国民年金、厚生年金等、高齢者に対する年金というものは、一般的には本来保険料、いわゆる掛金を支払って老後に年金として受給するものを想像いたしますが、年金の意味合いを調べてみますと、毎年定期的、継続的に給付される金銭ということを指しております。旧町から新市へそのまま条例名も、もうそのまま引き継いでいるため、当時のネーミングのことは定かではありませんが、先ほど申し上げた年金の意味合いと高齢者を敬うという意味から敬老年金と表現したものと推測されます。また、参考ですが、過去に掛金が不要であった国の年金で、明治44年以前生まれの年金に加入できなかった方々に支給されていた福祉年金という制度もございました。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 それでは、敬老年金の制度の過去5年間の対象者の数及び支給額を教えてください。また同時に、敬老年金の今後、見込みはどうなっているのかを説明していただきたいと思っております。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 それでは、過去5年間のまず実績を申し上げますと、対象が平成24年度から平成28年度となると思われますので順次申し上げますと、平成24年度で延べ人数が1万1,525名、月平均にいたしますと960名、支給額につきましては5,762万5,000円でございます。平成25年度では延べ人数1万1,994名、月平均1,000名、支給額としましては5,997万円でございます。平成26年度では延べ人数1万2,627名、月平均1,052名、支給額6,313万5,000円。平成27年度では延べ人数1万3,159名、月平均1,097名、支給額6,579万5,000円。平成28年度で延べ人数1万3,917名、月平均1,160名、支給額としましては6,958万5,000円となっております。5年間で約200名程度増加しており、金額にして1,200万円程度増加となっております。

また、今後の予想でございますが、葛城市総合戦略の人口シミュレーションをもとに10年後、85歳以上の人口を推計いたしまして、さらに施設入所者の数を勘案いたしますと、対象者は約1,650人程度となると見込んでおり、支給総額は9,900万円程度になると考えております。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 詳しい説明、どうもありがとうございました。年間に今のままでいくと、約250万円、過

去5年間ですか、お金の支給金額が上がっているように見受けられるんですけど、今後もやはり、この敬老年金の対象者の人口がふえていくと思います。この10年後の支給総額9,900万円なんですけど、果たして本当に葛城市の財政に見合っているのかどうかというのも1つの課題だと思います。それで、この支給額なんですけど、今年度であれば7,500万円が予算計上されておりますが、この7,500万円、これは全て市民の税金で賄われているということなんですか。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまの山本議員のおっしゃるとおりでございます。全て一般財源で賄っております。

以上でございます。

西井議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

今の保健福祉部長の答弁でございますが、少し追加をさせていただきます。

一般財源であることは間違いございません。一般財源を構成する要件といたしまして、市税収入以外にも、いわゆる地方交付税、その他の収入も入っておりますので、ダイレクトに全てが市民からの税金であるという説明については、少しちょっと説明が不十分であったと思いますので、その点だけ追加をさせていただきます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 それでは、介護問題でよく耳にする2025年問題、葛城市では葛城市年金受給者対象者がその10年後である2035年にピークを迎えると思いますが、そのときのシミュレーションはどのようになっているのでしょうか。教えてください。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

2025年には75歳人口が全国的にピークと言われております。その方たちが85歳となり、敬老年金の対象となる10年後ですが、葛城市の敬老年金対象者としては2,270人程度となり、支給総額では1億3,600万円程度になると見込まれております。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 2035年、何と1億円を超えてくるというんですね。本当にびっくりする金額でございます。

次に、平成26年度葛城市事務事業市民判定会で敬老年金制度も対象となっていたと聞いておりますが、その結果はどうであったかの説明をお願いいたします。

西井議長 巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 ただいまのご質問でございます。

事務事業市民判定会でございますが、平成27年2月に19名の市民判定員の参加のもと、敬老年金事業を含む事務事業市民判定会が開催されました。その判定結果でございますが、今後の事業の方向性として要改善という判定でございました。その内訳でございますが、不要

(廃止)の判定が7名、要改善の判定が12名ということでございました。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 市民19名が参加し、7名が敬老年金制度の事業廃止、また残り12名が敬老年金制度の要改善が必要であると判定されたということだと思っております。私は、以上のことから、この敬老年金制度についてメリット、デメリットがあると考えております。まず、先ほどの部長の説明では、日本全国におきまして、唯一葛城市だけがこの敬老年金制度というものを導入している点でございます。これは今後もいろんなところに葛城市が敬老年金制度が導入しているんだということを大きくPRするメリットになると思っております。ただ、先ほども説明がありましたように、2035年には1億3,600万円という数字、この数字、阿古市長がいつも言うてるように、財政問題、果たしていかなものなんでしょうか。

この事業なんですけど、私は19名の方が要改善が必要であると判断されました。私も同じ考えでございます。例えば、どういう問題があるかといいますと、葛城市に住んで1年、在住1年で敬老年金制度が支給されるということが1つ、まず、この1年というところがいかなものか。これは隣接する市町村が葛城市にはこういう制度があるということで、仮に住所は持ってきてるけど、生活は葛城市でしていないかもしれないというようなことも考えられることができます。それと、受給者の年齢の引き上げについても改善すべきではないかと思っております。

これは内閣府公表の高齢社会白書、平均寿命の将来推計によると、平均寿命は今後も延びると予想され、2060年には男性は84.19歳、女性は90.9歳になるというデータがあります。2017年、今現在、男性の平均寿命は80.75歳、女性は86.99歳でございます。この敬老年金制度ができた昭和47年では、男性は70.5歳、女性は75.94歳でございます。昭和47年と今、2017年を比較しても10歳ほど平均寿命が延びているという現状でございます。この財源が、今現在でどんどん年間250万円ずつふえているということは、今の医療の制度が非常によくなった、いわゆる長生きをする国になってきたということでございます。昭和47年にできた平均寿命が男性で70歳、女性で75歳であるならば、今、2017年、これは10年延びております。これを現在の値にしますと、敬老年金制度85歳を10年引き延ばして95歳から受給されるというのは、私の考えとして提案をさせていただきます。それと、先ほどほかの町で類似するような町が何点かございました。金額はいずれも1万円台でありました。ここ葛城市はやはり年額で6万円、非常に多いなという部分がございます。

私はこの制度、市長がいつも言うてるように、市民で平等で本当にあるのか否かというところなんです。今現在、7,500万円のお金を使っているのであれば、昨日、市長が18歳までの医療費の問題、これには約1,000万円で賄えることができるというような答弁をされておりました。私は、本当に市長の18歳までの医療費の無料、大いに賛成でございます。できれば市民にとって、ここに使っている財源を公平に使っていただけたらということを強く望んでおります。そんなことを踏まえて市長のこの敬老年金制度についての考え方を教えていただきたい、よろしく願いいたします。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 議員のご質問にお答えしたいと思います。

敬老年金制度といいますのは、旧町で実は持っておった制度でございます。若干変遷がありまして変わってきておりますが、本来、この敬老年金という表現の仕方、その当時、両町がしてたかどうか、ちょっと疑問なんですけど、本来は介護保険制度、17年ほど前ですけど、その制度ができたときに制度変更を考えておくべき制度だったと思います。国の流れとしまして、措置から契約に制度を新たにつくったわけですから、本来措置の部分で各町、自治体が持っておったサービスは当然変更するべきやったんですけども、その作業がまだできていなかった。それに、さらに平成の大合併が加わりまして、平成16年10月に葛城市ができるときに合併協議会の中で、両町が残しているそのサービスをどう継続させるかという議論の中で、今現在の敬老年金制度というものがあるという理解の仕方をしております。

非常に、そういう意味におきましては、当然見直しの作業はいずれ入らないといけない部門だと感じております。ただ、その合併時のやはり市民皆さん方との約束がございます。ですから、それを変えるに当たっても市民皆さん方にご理解をいただくという作業が非常に大切かなという思いでございます。

議員ご指摘のとおり、人口構成によりまして、この敬老年金を初めまして、さまざまな社会保障制度が、今、日本の社会保障制度が悲鳴を上げているというのが実情でございます。年金制度もそうでございます。医療保険制度もそうでございます。そしてさらに、まだ一番新しい介護保険制度もそうでございます。ある種、地域包括総合支援の考え方というのは、見方を変えれば、どの線まで保障するのかという議論の中にあるのかという見方もできるように感じております。どの線まで、じゃあ、国が保障できるのか、地方自治体が保障できるのかということも考えますと、なかなか今の現状の姿で継続していくことは難しいなという理解の仕方をしております。

平成26年度の市民判定会等のお話もございました。市民の多くの皆さん方がそういうご理解に立ちましたところで、初めて金額ですとか、本来これが必要なのかどうかという議論に入り込んでいきたいなとは思いますが、今の段階で、まず我が身を切る作業を優先していきたい。それができて初めて踏み込める作業なのかなと。約1,000名の方、現状でもおられます。議員がご指摘のとおり、2025年問題になりましたら2,000人を超えるというような方が対象になる事業でございますので、その方々が、これやったらもういいよとおっしゃっていただけるような環境づくりを、まず、するべきなのかなという思いでございます。見直し作業は当然のことながら、していく必要があると認識しております。ただ、いろんな、じゃあ、それによる財源をどこに回すのかという議論は、また別のものかと思えます。当然、人口構成によりまして高齢化が進んでおれば、当然その財源は高齢者に行くべきものかもわかりません。いろんな行政の中である、どの部門に使うかということは、なかなか今の時点では限定はできないという思いでございます。

大まかな考え方としては以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 ご答弁ありがとうございます。敬老年金制度については、今後の市長の考え方と、また葛城市の財政状況に見合った見直しを期待いたしまして、敬老年金制度の質問は終わらせていただきます。

続きまして、磐城幼稚園問題について、その後についてを質問させていただきます。この件は、3月議会で工事の先送りが決定し、見直しが検討されることになりましたが、その後、3カ月たちましたが、進展状況について教えてください。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

3月以降、その後の進展についてというご質問でございますが、3月以降、磐城小学校エリアに含まれます磐城幼稚園、磐城児童館、学童保育所、旧當麻学校給食センター跡地を含め、一体的なエリアとして将来にわたり、有効な利用ができるよう、これまで検討を重ねてまいったところでございます。また、計画を進める中におきまして、磐城幼稚園の保護者の皆様に本事業の内容について、その経緯や今後の方針についての計画の概要をお知らせすべき保護者説明会を去る5月10日に磐城幼稚園リズム室において、約30名の方のご参加をいただき、開催させていただいたところでございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 今の答弁の中で、5月10日に磐城幼稚園問題に対する保護者説明会を開催したとありますが、それは私が市政報告として、市内配布をしたかつらぎ維新通信による市役所に対しての磐城幼稚園問題についての市民より抗議があったために保護者説明会を開催したのでしょうか。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問でございますが、この説明会の方でございますが、周辺施設と一体的に、先ほど申しましたように検討している中で、学童保育所の建替え方針が一定程度進んできたこと、また、年度当初から幼稚園の方に対しまして、今年、工事に入るのか、また、いつ工事が始まるかなどといった問い合わせが寄せられた。そういったことから、保護者会を開催した上で説明することになったものでございます。

西井議長 山本君。

山本議員 それでは、その説明会では、どのような説明を行ったのか教えていただけたらありがたいです。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 その保護者説明会の内容でございますが、まず、この保護者説明会で、まず1点目、葛城市における耐震化の概要ということで、これにつきましては合併前から取り組んだ耐震診断、耐震工事による平成26年度には市内小・中学校におきまして耐震化率が100%になったこと、こういったことの説明をさせていただきました。

2点目でございますが、磐城幼稚園の現状というところで、現在の建物の構造と状況と改築の理由を説明させていただきました。これにつきましては、耐震診断の結果、北園舎及び

西園舎が基準を下回る数値となったこと、また現在、8室の保育所が1室不足していること、リズム室が狭いことなどの説明をさせていただいたところでございます。

次に、3点目といたしまして、磐城幼稚園改築計画の経緯というところで、これまでの行政サイドで行ってまいりました平成25年度の耐震診断からこれまでの学校施設環境改善交付金、いわゆる補助金でございますが、これの手續等のご説明をさせていただきました。

次に、4点目でございますが、当初計画及び見直し理由というところでございます。まず、見直し理由で、職員室から全ての保育室が見えない。2階建てでは、園児が階段を上りおりするという危険がある。一部の保育室が外廊下になっていない。学童保育所、旧當麻給食センターと磐城小学校を含め、一体的に考えるべきである。工事中、遊び場がなくなる。一度建築すると、30年から40年もの期間、使用するものであるもので、園児のことを第一に、将来的なことも総合的に判断すべきであるということでございます。

次に、大きな5点目といたしまして、今後の改築計画の方向性ということで、結果として学童保育所の建設を先に行い、それと同時に計画づくりを進めていくという説明をさせていただきました。なお、この説明会で保護者様の方から建築はいつごろになるのかというご意見もいただいたわけでございますが、学童保育所の建築を先行させ、同時に幼稚園建築計画を立てていく説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 今の説明の中で、磐城幼稚園の現状の中で耐震診断の結果、北園舎及び西園舎が基準を下回る数値となったことを説明したようですが、それは詳しい数値を入れて説明はあったのでしょうか。前回、一般質問時にI s値及びI w値、6分の1から通常の12分の1でしかなかったことを踏まえて説明があったのかどうかを教えてください。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまの耐震診断の説明をどうしたかということでございますが、この説明会の中では、耐震診断の文部科学省の基準数値の説明をさせていただきました。その中で、北園舎は鉄骨造でございますのでI s値が基準値は0.7以上であること、西園舎につきましては木造でI w値が1.1以上であるということ、そういった説明をさせていただいた上で、この数値を下回っているという、そういう説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 先ほどの保護者説明会の中で、保護者からの磐城幼稚園の耐震問題、不適合による建替え工事に質問等があったと答弁していただいておりますけど、私、先日の3月議会のときに、これ何度も聞いておるんですけど、実際にこの工事はどれぐらい先になるのかということ、目安でも結構なんですけど教えていただけたらと思っております。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問の方でございますが、改築計画の今後の予定といたしまして、磐城幼稚園の1室を利用しております学童保育所の安全をまず確保するためのその建設を先行し

ていく計画でございます。その間、幼稚園の建設内容等の検討を進め、次の段階として建設に取りかかっていく計画でございます。なお、建築内容の検討におきましては、子どもの安全を第一に考えて次の項目を取り入れたものを計画として進めていくものとし、まず、職員室から全ての保育室が見えること、園児たちが階段を上りおりするという危険性を伴うことなく、かつ事故等がないように平屋建てとすること。次に、万一の場合に、すぐ外に出られるように外廊下とすることといった、このような安全面のほかに、工事の際、遊び場の確保ができるようにという内容を加えながら、園児のことを第一に、将来的な面からも総合的な面からも検討を重ねていく予定でございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 阿古市長は、3月議会にて磐城幼稚園耐震基準不適合による建替え工事の見直しの理由の中で、建物が2階であること、また園舎から直接運動場に出られないこと、工事中の園児に対する環境問題を理由として見直しを述べられましたけど、私はその後、幼稚園の建替え問題についていろいろ調べさせていただきました。

ここで、学校教育法施行規則に基づき、幼稚園設置基準が定められている。この幼稚園設置基準の第3章、施設並びに設備第7条から第12条から成る第8条に、園舎は2階建て以下を原則とする。園舎を2階建てとする場合及び特別の事情があるため、園舎を3階建て以上とする場合にあっては、保育室、遊戯室及び便所の場所の施設は第1階に置かなければならない。ただし、園舎が耐火建物等で、幼児の待避上必要な施設を備えるものにあつては、これらの施設を2階に置くことができる。また、第8条の2では、園舎及び運動場は同一の敷地内、または隣接する位置に設けることを原則とするとあります。

この中で、園舎が2階である設計であること、また園舎から直接運動場に出れない設計であっても、何ら問題はなかったと私は思っております。つまり、この問題に関しましては、法的な違反等は一切ない。阿古市長の好みの問題、または個人的な感情を多く取り入れられたことが見直し理由と私は考えております。

阿古市長は、葛城市の子どもは宝であるという、常日ごろ、おっしゃっておりますよね。その宝である子どもたち、今、きょうもです。非常に危ない建物の中、保育を受けている状況なんです。園舎の見直しは決定されました。それについて、今現状、地震が来たら崩れるおそれが大いにある。この中での保育について、今後、私が提案させていただきました仮園舎の建築や、また耐震基準のクリアできている教室での保育は考えているのかどうか教えてください。市長、教えてください。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 どうもありがとうございます。先ほどおっしゃった文部省の基準というのは、最低基準でございます。ですから例えば、大都市等で幼稚園つくる場合の基準として平地を確保するというのは難しかったら2階建てでもいいですよ。運動場を確保するのが難しかったら、若干離れてもいいですよという話でございます。あくまでその基準というのは、その基準までやったら認めてもいいですよという最低基準の話であつて、例えばこの葛城市、3万

7,000人のこの自然豊かなこの地で、じゃあ、幼稚園を建てる時にその最低ラインに合わせて建てる必要は全くないと思うんです。本来あるべき姿の幼稚園を目指すというのが私の姿勢でございます。子どもたちにとって、一番やっぱりベストの環境の幼稚園をつくりたいなという思いでございます。ですから、その基準やから別にええやんと言わはるけども、建てることについては、確かに法律的には問題ないのかもしれないけども、それが葛城市という地域に合うかどうかというのは、また別の問題であると理解しております。

それと、保護者の説明会の方は、山本議員の活動とは全く別のものとしてさせていただきました。ですから、多分山本議員のチラシが配布されてからすぐに保護者会があったようなタイムスケジュールだったと思いますけども、事前に教育委員会の方には、今回の幼稚園の建替えについては、うわさだけが先走っていて、実際にはどういう計画であるのかというのが説明されておりましたので、これはきちっと説明すべきやということで、すぐには、できませんのでその日程を検討させて、幼稚園の園長先生、磐城小学校の校長先生とかと相談しまして、その期間になったということでございます。山本議員の市政報告のチラシと全く関係ない話でございます。

それから、時期の問題。それで、今回の幼稚園の計画は、これは見直すべきやという判断に立って、計画を見直す作業に入りなさいということで、一旦計画を進めようとして、当初予算には入ってませんでしたから、補正予算に上げるか上げないかという多分その話の件やと思いますけども、この計画では、やはりいいものをつくり上げたいという思いの中から、一体的なその立地条件も含めまして計画を見直すように、そして、なおかつ、学童保育として使っております部分が常用しておりますので、それを最優先して旧の給食センターの取り壊しも含めた中で、計画を見直すという形を優先しております。

ただ、やはりご心配いただくように地震というのは、いつあるかわかりません。学校施設というのは、今までから従前のように小学校、中学校と耐震化を進めております。そこで、磐城幼稚園が、耐震基準が整ってないからと言って、すぐにはやりたいんですよ。やりたいんですけども、やはり、順序をもってやっていくという作業でございます。やはり、手順を踏んだ中での改築作業になります。まずは学童保育の方の建物を建てて、それに伴って計画、設計図を作成して、当然ながら補助申請もしながら設計に入るという作業でございます。

ただ、最短でいけばどうなるかといいますと、その作業の中では平成31年4月に建築作業が取りかかれたら、一番手続上の最短であるのかなという理解の仕方はしておりますが、それも、これからのいろんな検討していく中で、どういう形になるのかというのは確定はなかなかできないんです。最短でいけばそれになるから、それに向かって頑張るよという指示はしておりますが、それがいつになるかということになったら若干ずれることもありますので、なかなかそれを言いにくいというのがございます。

以上でございます。

西井議長 山本君。

山本議員 今、磐城幼稚園周辺の建物の整備についてはよく理解をいたしました。それを私が今、聞きたいのは、その間、やはり、地震はいつ起こるかわからない。耐震基準が非常に市長の言

葉で言うと劣悪な環境です。本来、満たさなければいけない数字の6分の1から12分の1しかないということを深く理解していただきたいんですよ。その間に仮園舎を建てるのか否かということについて、まず教えてください。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 先ほども申し上げましたように耐震化の工事というのは、例えば耐震基準が整っていない学校施設等、それ以外にもかなりございます。ただ手順を追った中で、順次計画性をもって建替えていく必要があると思います。磐城幼稚園以外にも教育関係、保健関係の施設等もございます。当然、それ以外の施設等もございます。順次計画をもって補強するのか、いろんな施策をとっていきたいと思います。その中で、磐城幼稚園の建替え事業は最優先に近い事業だという認識をしております。できるだけ最短の時間内でその作業に入りたいと思います。園舎の仮園舎という考え方、いろんなときにあります。例えば、新庄幼稚園の建替えのときにも、その議論はあったように思います。用地の確保等、それと、あの当時でしたら、たしか8,000万円ぐらいでしたか、1億円ぐらいの仮園舎の金額が出ていたように記憶しております。それを考えますと、なかなか難しい話なのかなというように思います。地震はいつ起こるかわからない、わからなければ、じゃあ、磐城幼稚園だけなんですかという話になると思います。順次の計画をもって安全な環境を整えていきたいという思いでございます。

西井議長 山本君。

山本議員 今、仮園舎の費用が8,000万円から1億円かかるという話が出ましたけど、私、市長が言われたことを何度も言います。葛城市の子どもは葛城市にとって宝である。非常に嬉しい言葉でございます。私も、大人が守らないといけないと思っております。

それで、これは1つの提案なんですけど、先ほど敬老年金制度の話をしていただきました。年間事業費、本年度で7,500万円、本当に阿古市長が葛城市の子どもを宝と思うならば、来年度、敬老年金制度の予算を対象者の方に、仮園舎を建てるために、この予算を子どもたちに使ってあげたいんやということを言っただけであれば、私は誰も反対する人はいないんじゃないかなと想像するんです。我がまちの子どもは本当に宝でございます。そのような気持ちを持って、この問題には取り組んでいただきたい。

また、地震は、いつ本当に起こるかわからない。幼稚園園舎に今、耐震基準の不適格な園舎に通う児童は本当に、地震が起こればパニックって、どうなるかはわからない。起きてからでは遅いんです。今、できる対策をする必要は私はあると思っております。これ以外にも耐震問題はたくさんあるかもしれません。しかし、3月議会で市長の好みによる、また、個人的に感情が入って、この問題が先送りになったことだと私は考えておりますので、この問題に対しては本当にしっかりと理解をしていただいて、何らかの形をできることをとっていただきたいことを強く望んで、私の一般質問とさせていただきます。

西井議長 山本英樹君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 2時00分

西井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

藤井本議員 それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。

私の一般質問につきましては、2点でございます。1点目は、昨年の夏休みに中学校の普通教室にエアコン、いわゆるクーラーが設置されました。今年の夏休み、今、審議されておりますけれども、小学校の全教室にもエアコンが設置される。そのエアコンを活用した教育施策についてということについてお尋ねをするものでございます。ここで1点、お断りしておきたいと思うんですけども、手元でございますその教育施策、これを「しさく」と読むのか、「せさく」と読むのかとかいうのを調べてたんですけど、両方読むらしいです。本来は、本当は「しさく」らしいですけども、行政用語では「せさく」とよく読むんだと書いて載ってました。私は「せさく」と読ませていただくので、もしかしたら間違いをご指摘される方あるかわかりませんが、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

2点目は、注目するという言葉を入れましたけども、私が、私がということは市民が注目する委員会とか協議会の進捗ということについてお尋ねをいたします。

阿古市長誕生以降、12月議会、3月議会を経験しておるわけでございますけれども、この2回の議会の中でも、いろんなことをお尋ねをさせていただいております委員会についてが主になるかと思っておりますので、継続的な進捗についてお尋ねをするというご理解をしていただいたらいいかというふうに思います。

それでは、詳細につきましては質問席より質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 それでは、1点目の小・中学校のエアコンの活用による教育施策についてということについてお尋ねをさせていただきます。先ほど壇上でもお話しさせていただきましたけども、中学校には既について稼働をしているわけですね。中学生に聞いてみますと6月中旬からということでございます、私も中学校のそばに家を構えておるもんで中学生に聞いてみますと、ちょうど今、稼働したとこなんだということをお聞きしておるところでございます。小学校の普通教室につきましても、今、審議をされ、今年の夏休みに設置をされようとしている中で、環境がよくなったと、ここでとどまることなく、これを活用して教育施策というものに反映していかなければならない。ついでだけで終わるというよりも葛城市教育をどのように変えていくかという見地から私、質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それに入る前に、今、葛城市の学校の授業日数とか授業時間とか、全国から比べるとどういふところにあるのか、多いのか少ないのかとか、こういうふうなところをまず知っておきたいと、このように思っております。こういうことを何で調べたらええのかなということ、文部科学省に問い合わせをさせていただきますと、文科省ではそういう調査というのをしているんだということをお伺いいたしました。何かといいますと、教育課程の編成、また実施

状況調査というものがされてる。これをネットで公開しているということでございます。この調査について皆さん方にお配りしとけばよかったなと今から思っておるんですけども、これは理事者側に提出をさせてもらっておるところでございます。全国の平均、また全国のと比べて葛城市の教育時間数とか、その辺はどうなってるのかということら辺から進めてまいりたいというふうに思います。

それでは、先に渡しておりますその調査表、これとの比較についてお尋ねをさせていただきますと思います。ここで出ておりますのは中学校1年生、また中学校2年生の年間の授業時間というんですか授業時数です。これについて全国の分があらわされております。このあらわされている部分と葛城市はどういう状況にあるのか。まず、1番目はそこからお答えを求めます。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご質問の中学校第1学年と第2学年の年間総授業時数についてでございますが、本市、新庄中学校、白鳳中学校とも年間総授業時数ですが、第1学年が1,060時間、第2学年が1,066時間でございます。文部科学省の平成27年度の公立小・中学校における教育課程の編成実施状況調査の方と比較いたしますと、全国平均が第1学年が1,046時間、第2学年が1,049.5時間ということでございます。葛城市は、全国平均よりも多い状況でございます。以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 ありがとうございます。棒グラフ化されてそういうものが発表されておるわけですけども、今、ご答弁にありましたように、1学年の平均が1,046時間で2年生の平均が約1,050時間と出てるわけですけども、葛城市は1年が1,060時間、2年生が1,066時間ということで、全国の平均よりはそれだけ多いんですよと、こういうことであろうかと思えます。しかし、平均より多いということですけども、この調査表を見てる限り、約2割の学校はまだ多いというようにもあらわれております。そういうところの位置づけにある。平均よりも多いけども、まだもっと多いところも全国の公立中学校1年、2年生にはあるということも理解ができるところでございます。

次に、この調査表による小学校の5年生と中学校1年生のだけを調べた表になってるわけですけども、この小学校5年生、中学校1年生の授業日数について調査されています。このことについて葛城市との比較したもの、ご答弁いただきたいと思えます。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまのご質問の小学校5年、中学校の第1学年の年間の総授業日数についてでございますが、まず小学校の第5学年の年間総授業日数は市内小学校5校全て203日でございます。また、中学校の第1学年の年間総授業日数の方でございますが、中学校2校とも201日でございます。平成24年度から8月26日を始業式とし、2学期の始まりを早めておりますので、約5日ほど授業日数がふえておる状況でございます。この調査の全国の数字でございますが、196日から205日の区分に小学校第5学年で81%、中学校第1学年では78%がこの区

分の方に集中しております。奈良県内におきましても葛城市は、先ほど申しましたように2学期の始まりを早めたため、他の市町村に比べ、5日ほど日数が多くなっている、そういった状況でございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 今、聞いていただいているだけでは、私、本当に表を見ながら私は話してはいますが、なかなかわかりにくい、理解をしてもらいにくい部分があるかというふうに思います。今、説明にありましたように、196日から205日間という区分があるわけですが、ここに小学校5年生では約81%が集中しています。中学校1年生では78%、どちらにしてもこの196日から205日という中に全国の小・中学校の約8割が集中しているんだと、こういうことでございます。しかし、今、説明ございましたけども、葛城市の場合、夏休みを5日間繰り上げて2学期を始業しているということなので、その中には当てはまるわけですが、その高い位置にあるというご答弁でございました。しかし、これをもし夏休みを繰り上げてしてなかったとすれば、5日間減るわけですから、全国の平均からいうと平均のその中には入りませんが、どちらかという低い方になるということも、ここで見ることもできるということも言えるわけでございます。

総じて今、何のためにこれを聞いているかということでございますけども、全国の小・中学校、季節的なものもございまして、また、制度的なものもございまして、葛城市の小・中学校は、全国の平均よりも授業日数、また授業時間ともにやや多いというのが総論ではなかろうかというふうに思うわけでございます。違えば、それはまたご説明をいただければいいかと思うわけでございますけども、その次に、この調査でも出ているんですけども、小・中学校の2学期制ということについてお尋ねをしてみたいと思います。

この2学期制見てみますと、全国の小・中学校で約2割が採用されているという状況でございます。2割ですから少数派ということでございますけども、この10年間を見てみますと、10年前だったら約15%であったと、今が約20%であるというようなこの調査から見出せるわけでございます。徐々にですけどもふえてるという状況にある。何もこれが私はいいと、葛城市に見合うものとは思ってないですけども、なぜクーラーのことで、なぜそんなことを聞くんやと、このようにもしかしたらお思いかわからないですが、私はクーラー、小・中学校には必要ですよというのを平成24年から約5年間、ずっと言い続けてきたのは皆様方、ご承知のとおりだというふうに思います。前の教育長は、よくこのように答えられました。クーラーなしでもいけますねんと、努力してますと、こういうお答えでございました。暑さは暑いときは暑いなり、いわゆる文化祭とか準備をしたり、集中力に欠ける部分は認めるけども、それはそれなりの授業をやっていくんだと、努力をするんだと、簡単に言うところいう答弁だったであろうかというふうに記憶しております。

今、私が2学期制ということについてどうなんだということにお尋ねするのは、そういう季節感関係なく授業にぱっと入れるという強みが私はできたのではなかろうかと。また、小学校におきましても、それが可能になるのではなかろうかと、このように思って、この2学

期制というもの、今、何遍も言いますが、まだ全国で2割でございます。このことについて、まず考え方、またメリット、デメリットについて教育現場の方からご答弁お願いしたいと思います。

西井議長 和田教育部長。

和田教育部長 文部科学省の本調査では、全国の小学校で20.6%、中学校で19.6%の学校がこの2学期制を実施されているという数字になっております。この2学期制に当たりまして、まず始業式、終業式、評価業務、こういったことが各1回ずつ減り、年間授業総時数がふえ、時数に余裕を生ませることができることが2学期制のよいところでございます。また、デメリットにつきましては、2学期制を生かした新教育課程の趣旨を実現することに時間がかかる。学校行事の見直しの検討をしなければならない。児童、生徒、保護者、地域、職員などからの理解を得るのが難しいのではないかというようなことが考えられます。夏休み、冬休み前に学期の区切りをつけて通知表を発行するという従来からのリズムが変化すること。また、テスト回数が減ると勉強もしないのではないかというような保護者の不安が大きいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 この書物等を、またインターネット等を見ても、確かに今、おっしゃったようなメリット、デメリットというものがあるであろうというふうに思っております。今、教育部長お答えになったように、まさにそうかなというのは、私の記憶においても、小・中学校、高校のときを思い出しますと、やはりテスト前のときぐらいは勉強をした。これは人間当たり前のことであろうかと思えます。2学期制にすると、確かに授業の日数はふえるけども、テストの回数は減るということですよ。大学のような前期、後期という形になるわけですから、その辺の不安感というものはあるかというふうに思うわけでございますけども、これから教育課程というものも変わってまいります。その辺について、もう少し教育現場の方から教育長にお答えをいただきたいと思えます。

西井議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。よろしくお願いたします。

藤井本議員の質問に関しまして、お答えをさせていただきます。2学期制につきましては、前々回の要領改訂に合わせて、先ほどからご説明いただいておりますような授業時数の確保、それから定期テストの回数とか、成績処理の事務時間の削減というものを狙ってやっていったという大きな狙いがあると思うんです。それで、先ほどおっしゃったみたいに年々、数値は一応上がっております。ただし、また1回、調べていただいたらいいと思うんですけども、近くの京都市におきまして平成30年から、もう2期制をやめて3学期制に戻すという方向になっております。だから、今まで増加傾向であったその2期制というものが、また、だんだんと3学期制に戻ってきているというのが現状でございます。

そして、葛城市のことを考えますと、これも先ほど議員の方からご説明がありましたけれども、我が葛城市の方は平成24年度から、これは授業数の確保を目的として管理運営規則、

これを見直して8月25日までが夏休みで、26日始業式になってやるというのが現状でございます。まして、県内のほかの学校よりは夏休みが1週間ほど短いというわけでございます。

この1週間短いということをちょっと中身考えてみますと、先ほどおっしゃったみたいに暑い間は暑い中身にするということだったんですけども、ちょっと数字的に考えてみますと、8月中というのは午前中の3時間授業をします。3時間して子どもたちは帰るということをしてまして、9月1日から、もう給食を実施して全日授業にします。それをほかの学校と比べてみますと、今年でしたら8月28、29、30、31、この4日間と、それと普通の学校でしたら5日か6日ぐらいから給食が始まりますので、1日、4日、5日、これを1週間ほど考えてみましたら、これだけで21時間、授業の増になっております。

それから、もう一つ、葛城市の方は、ほかの学校にはない創立記念日の方を、これは授業日に充てておりますので、プラス6ということで合計、ほかの学校よりも27時間授業時数がふえているわけでございます。ですので、今回の学習指導要領、これもまた授業増になりまして、ほかの地域、また学校ではこの時間をどう確保していくかというのが大きな問題なわけですけれども、葛城市はその分、ちょっと余裕があるということで大変ありがたいかなというふうに思っております。加えて、先ほどおっしゃったみたいに、やはり授業があつて休みがあつてと、この繰り返し、やはりいいのではないかなと。

2学期制にしますと9月30日ぐらいを前期の終わりとして、その後、秋休みをとって、これ土日を含んで2日ほどとるそうなんですけれども、また休んで、次、始まって、冬休みがあつてと。何かやっぱりリズムが合わないという感じがしますので、現在、葛城市として実施している夏休みをほかよりは短くしてやっていくという方向でいいのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 教育長から、この2学期制について、私はやってほしいとかそういう意味じゃなくて検討されてるのか、どういう思いであるのかなという意味合いでお尋ねをしたところでございます。葛城市の教育というものが夏休み、授業できる環境にも整いました。これで、奈良県と比較されたと思いますけども、かなり授業日数は確保できてるんだというご答弁もいただきました。2学期制については、考えていないということでございますので、それであるならば、それで葛城市のこの教育というものについて、一緒になって考えてまいりたいというふうに思います。

今回、質問させていただいた原点に戻りますけども、昨年度から中学校の普通教室にエアコンが設置された。ただ、設置されただけで終わるのかということについては私は提起をしてるわけでございます。やはり、これを活用して、もっと葛城市の教育というものを、先ほど来から葛城市の子どもたちのというような話もございましたけども、目を向けてあげる、力を注いであげるということが大事ではなからうかというふうに思います。

また、この予算的なことは、私はもう今回述べませんけども、中学校にしる、この今回の小学校にしる、莫大なお金というものをかけてされるわけですよ。奈良県下でいうと、中

学校、小学校全教室については、私が調べた限りでは奈良県下では葛城市が初めてでございます。だから、この初めて、奈良県下で初やということについて、どこの市町村も、これも3月も申し上げてきたかわかんないですけども、注目をしているであろうというふうに思います。暑いからクーラーをつけました。それだけで終わってはいけないということを頭に入れといていただきたいと思えますけども、また、この莫大なお金、大きなお金を使ったけども、教育委員会のいわゆるエアコンの、稼働指針というのは6月中旬から9月中旬となりましたですね。それが、今、ようやくそれが動き出したということで、中学生なんかもそういう気持ちで、勉学に今も励んでいただいているであろうと、こういうふうに信じておるところでございますけども、ただ6月の中旬から9月の中旬、約3カ月ですか、この3カ月のうちの大きな部分に夏休みというものがあるわけです。ここの活用というものを私は何とかならないかなと、このように考えております。

具体的に言いますと、3カ月前のこの3月議会、前教育部長のご答弁でございましたけども、中学校にクーラーがついたと、どういう効果があったのかということでお尋ねをさせていただいた経緯がございます。また、その効果とともに何か考えることは、何かやれることはないのかということもあわせてお尋ねをさせていただきました。そこでご答弁をいただいたのは、やれるか、できないは別にしてというような言い方をされてましたけども、やはり夏休み期間、自習というんですか復習というんですか、そういうところに教室を開放して、自主的な勉強というものをやってもらうと、このようなことを前の教育部長がご答弁をさせていただいたのは、この記録で残っておるところでございます。

あと、もう一つは、小学校でいうと川村議員のご質問でもあったかと思うんですけども、これを学童保育と一緒にしてはならないのかもわかりませんが、学童保育でも午前中、勉強しているんだということの説明を受けました。これが非常に学童保育の保育所、定数がいっぱい、非常に多くの子どもたちが来ているという状況にもあります。これは小学校の状況ですけども、中学校でいきますと、多くの中学生が塾に通っています。今、塾とも話を聞かせていただきましたけども、今、塾で何が起こってるかという、開放して日曜日であろうと、自分の塾の習う日でないときとか、また、夏休み、自習時間という、自習教室というんですか、自習に塾も力を入れているということが、この近隣の中でわかってまいりました。

そこでお尋ねをしますけども、小学生と中学生の考え方は、もしかしたら教育現場からいうと違うかも知れません。私は、どちらかという中学生を主に話をしていきたいわけですけども、言ってるように3カ月間稼働しますが、そのうちのほとんどは夏休みなんだと。この夏休みを使って、教室を開放して中学生たちに、その涼しい環境の中で、また学校という勉強のしやすい中で自習をしてもらう、復習をしてもらう、予習をしてもらう、夏休みの宿題をもらう。そういうことは考えられないかどうかと、ぜひやっていただきたいと思うわけで、質問をさせていただいてるところでございますけども、その辺の考え方、または思いというものをお尋ねします。

西井議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長、杉澤でございます。

今のご質問についてご回答させていただきますと、中学校にクーラーの入ったのが昨年9月ということで、結局夏休み中のことに関しましては、今よりも来年の今ごろに正確なお答えできると思います。ですから、私、これからお話しすることは、小学校も中学校にもクーラーは全教室に入っていないという前提でお話をさせていただくわけですが、今までの葛城市の方を見ますとゼロでなかったわけです。一部の教室には、エアコンをつけていただいている、今回の措置によって昨年は中学校、今年は小学校の普通教室にもクーラーが入るとい、すばらしい環境を整えていただくということですので、これから私がお話しさせていただくこと以上に、特に中学校では今年から、小学校も、また来年からその夏休みの活用については考えていくと、こういうふうに思っております。

今までのお話をさせていただきますと、そのクーラーがきく部屋を使って、夏休み中も各小学校では補習的な意味を込めて、これはどの学校も実施しております、要は集め方だけが違いがありまして、大きな学校、新庄とか磐城とか、そういうふうな大きな学校では複数学年を集団登校させる。それから小さな学校では、保護者の方で送り迎えしていただくという、そういう条件は違いますが、クーラーのきく涼しい部屋を使って補習的な学習を進めていたという、こういうふうな実績がございます。

それから中学校におきましては、もう涼しい部屋だけでは足りなかったようではありますが、休み明けの運動会、それから文化祭に向けての準備、これをいろんな教室を使ってやっていたということでございます。運動会用の何かダンスがあって、それをまず、一部の子に教えて、その子がまた各学級で教えていくという指導パターンをとっているようではありますが、そういうふうな指導をするときも、もう汗を拭き拭きやっていたと。それから文化祭のさまざまな準備も、エアコンのある部屋は当然入っているところもありますけれども、入っていないところなんかは汗を拭き拭きやっていたけれども、今年は、そういうところを全部エアコンのきいた涼しい部屋に入れていただけるということで、大変喜んでいられるんだという話がありました。

今後、今、議員の方からご指摘ありましたような補習とか自習等にこの部屋を使っていくということも、現在、計画中でございます。だから、これから夏休み中のさまざまなことを考えていくと思いますので、その成果につきましては今後、正確なお話はできると思いますが、今以上にこれは、絶対ふえていくという方向になると、これは確信しております。

ただし、こうしてエアコンを入れていただいた、部屋の環境は整えていただいたと、もうこれはもろ手を挙げて本当にうれしいことなんですけれども、先ほど小学校のところでも言いましたけれども、やっぱり登下校の安全対策とか、それから在校生の児童生徒の管理とか、それから職員の夏期休業中の研修等の勤務時間と、この辺の関係も十分踏まえながら、今後の休み中の計画について考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 教育長、ありがとうございました。この件につきましては、私の意見を述べて終わらせ

ていただきたいというふうに思います。検討しますというお答えかなと思ったら、もう計画
中ですということでした。その計画は具体的に、今度お示しになるのを楽しみにし
たいというふうに思っております。

今のお話のことについて少し触れたいというふうに思っているんですけども、ちょっと教
室の名前忘れましたが、小学校では夏休み中に、2日か3日ぐらい、夏休みの宿題をや
ってもらおうと、各自に任せた自習に教室を開放している。今、おっしゃっているように特別
教室は冷房ついているので、そういうところに来てもらってと、こういうお話でございます。

そのことについても調べておりますけども、私、家が近くなので新庄小学校に尋ねました。
新庄小学校では、強制をするものでなく自習ということ呼びかけると、半分以上の子がそ
ういうことで来てくれるんだと、こういうことでした。そういう意味からも、また
先ほど、この小・中学校へのクーラー設置について、中学校も小学校もつくのは奈良県で葛
城市が初めてなんだと、このように言いましたけども、前山下市長のときに何度か言ったこ
とあります。

五條市も合併したまちで、五條市は1つのどこかの中学校にクーラーが設置をされ、合併
と同時に中学校のみですけども、まだ小学校はついてません。中学校は先行されてついで
のわけです。五條市の教育について、それを調べさせてもらおうと、中学校で5日間教室を開放
して自習に来ていただいている。今、問題点というふうなことをおっしゃってましたけども、
学習ボランティアということで当初やってたけども、なかなかやはり集まりにくいし、それ
より何より、どれぐらいの生徒さん、自主的に来られますかとお聞きすると、これも少な
かったら半分ちょっとで、多いときでは3分の2ぐらい来られてますと、こういうこと
でございます。なかなかそうなってくると、いい悲鳴と言ってよいのか、ボランティアさんではな
かなか進みにくいのかなというふうに思います。

我々の時代と違って今の子どもたちというのは、しっかりと勉強したいという子は、そ
ういう気持ちでいるのかなということも調べている中で私の頭に出てまいります。今、新庄小
学校の件、また五條市の件あるように、葛城市も今、計画中ということですけども、ぜひ計
画されると予想以上の生徒さんが来てもらって、活用されて勉強される。勉強する環境の中
でされるというふうに私は予想しているところでございますし、それが葛城市教育につな
がってほしいなど。また、何もクーラー、クーラーばかり言いますけども、奈良県で
初めてという、注目されてる中でこういうことを葛城市のやっている意気込みを、見習っ
てもらえるような、そういう教育というものをぜひ教育長、また教育委員会等で、また理事
者の方で話し合いしていただいて、今の計画をぜひ実行に移していただいて、その結果がす
ばらしいというものをお聞きできることを楽しみにいたしまして、次に入らせていただ
きたいというふうに思います。

次、注目する委員会や協議会の進捗についてお尋ねをさせていただきたいと思
います。

何点か、こういうふうなことをこういう委員会、こういう協議会でお尋ねしますよ
と、こういうふうに一般質問をするときは、通告をするわけですけども、少しその進
捗ということについての温度差が違ったように思います。進捗とは何かと、進捗は何か
という国語辞典

で調べたんですけども、目標があって到達点があって、それで、どこまで進んだかというのが進捗と、いわゆる工事の進捗とかよく言いますけども、工事でき上がりが100%としたら、今は60%の進捗ですよ。だから、進捗という意味には、まず目標というものがあります。この辺もやっぱり理解していただきたい。そして今、一般質問の通告を出して話をしてみますと、どうもここにおいで部長さんの中には、進捗、進む度合いです、これについてお答えをされるというのが多かったと思います。調べてもらってる範囲では答えをいただけるであろうというふうに思うわけですけども、ぜひこの進捗とは目標があって、それに対する到達度であるということに、できるだけ近寄るようにお答えをいただけたら、私はありがたいかなというふうに思っておりますので、前もってお話をさせていただきます。

それでは、私の注目する委員会、協議会のことについて1番目ですけども、葛城市地域公共交通活性化協議会についてお尋ねをさせていただきたいというふうに思います。これは主に何を言ってるかということ、市民の間でいろんなお話が出ております公共バス、またコミュニティバスですよ。昨日の一般質問の中で下村議員もございましたけども、空気を乗せて走ってんのんちゃうかと。確かに、私もきょう昼、今、ここに市役所に入ってくるときに、きょう雨でたくさんご利用ですか言うたら、全然ですわというような、運転手さんがおっしゃってました。そういう状況にあるわけですね。これを話をするのはどこで話をしているかということになりますと、この協議会で話をしてるわけです。もっとひもとくというんか、歴史を戻ってみますと、このことについては、自分のことになりますけども平成25年12月議会で、この地域公共交通協議会、こういうものは葛城市にはないということ、一般質問をさせていただいた記憶がございます。その控えだけをきょう持ってきておりますけども、そのとき、どういう答弁であったかと、県内では既に30の市町村でそういう協議会がもうできてます。もう平成20年、平成21年ごろに大体のところはつくってました。協議会というのは話をする、会議をする場ということやろうと思うんですけども、これを平成25年12月に聞いてるわけですけども、このときの答弁では、必要であれば設立というものも検討していきたいと思えますと、こういう答弁をいただいたわけでございます。そもそも、ここに注目してたわけですけども。その後、奈良交通のバスが廃止になるとか、いろんな変革が起きました。そこで、平成26年に急遽というような形でこの協議会というものができたわけでございますけども、そこで、私は言ってきたのは、この協議会そのものが出おくれるんですよというお話をさせてもらってまいりました。

そこで、まずお尋ねをさせていただきますけども、この協議会、開催回数とか頻度とか、その辺のところをまずお聞かせさせていただきたいと思えます。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監兼企画部長の本田でございます。ただいまの藤井本議員からの質問に対しましてお答えさせていただきます。

葛城市地域公共交通活性化協議会につきましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に基づいて設置をしておるものでございます。こちらにつきましては、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための地域公共交通連携計画

の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うために設置をされております。そして、この協議会につきましては、平成26年4月に第1回協議会を開催し、直近で申し上げますと平成29年5月、第14回目を開催しておりますが、その前になりますと平成28年6月に第13回目を開催いたしております。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 13回目を平成28年6月に開催をして、約1年後の先月14回目を開催したということをお聞きしました。この協議会の議事録については、ホームページの方で公開をされてるわけです。平成28年6月の分、先月の分はまだ公開されてなかったのが平成28年6月のここを読みますと、大和高田市立病院に乗り入れができない、こういうふうなことが1つの議論としてなっています。バスが大和高田市立病院の中に入っていけないんです。どこか違うところでUターンをしてきて、大和高田市立病院前で回るという状況で、これも市民からいろいろと、ここにおいで各議員は聞いておるだろうというふうに思います。せっかく大和高田市立病院行けるのに、その前まで入っていけない、こういう状況が続いている。今もまだ、そのまま続いているというふうな状況です。この協議会でこういう話をしているけども、進んでいないということでございます。

その次の会議は、平成28年6月から、もうそんな中で平成29年5月まで、これをされてない。これだけ市民の方がやいやいと言われている中で、1年間もこの話し合いをしてない。これは企画部になると思いますが、ここではマイ時刻表というものをつくったり、また、いろいろ考えてはおられると思いますけども、利用者の声を聞く、また会議をするということが1年間されてないわけです。このことについて開催頻度、少ないと思うんですけども、このことについてどう思っておられるのか、部長にお尋ねします。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまの質問でございますけれども、藤井本議員の最初の方でお話しされておりました進捗、目標、到達点に達しているかという点についてお話をさせていただきますと、もともとこの本協議会につきましては當麻・新庄線、こちらの廃止に関する議論が起こったのを契機に設置されたものでございます。そして、廃止後の代替交通案の検討も含めて、この葛城市生活交通ネットワーク実施計画、こちらについては平成27年6月に策定をしておるものでございますけれども、こちらを取りまとめるために回数を重ねて協議を行っておりました。そして、平成28年2月に新しいコミュニティバスが運行開始をしております。また、同年11月には道の駅かつらぎの開業に伴うルートダイヤ改正を行ったことで、当初に想定をしておりましたコミュニティバスの運行体系が一定の動き出しを見せたという意味で、一定のその目標到達点には達しているのではないかとこのところ、現在、その運行体系につきましては、その利用状況等についての実態の把握に努めているというような段階が当局としての認識でございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 私はそこが間違ってると思うんです。その葛城市生活交通ネットワーク実施計画というんですが、これをつくるために協議を何回も重ねたと。これができてからは協議会の回数は減りました。私はそういうふうには聞こえたんなんです。しかし、実際にバスが動いてみると、ここではバスのことばかり話をされ、これだけ市民からの声がある中で、一定の役目は終わったというふうに私は聞こえましたけども、この計画をつくるために今までは回数を重ねてきて、平成27年、確かに、その計画書は出されてる。出されたら1年に1回でやってるんですと。私は、このところが非常におかしいと思うんです。利用者数、私は企画部の方に請求をしてもらったものがございますけども、これ見ると非常に少ない、議会の中でも全部の利用者数は1年間に何人ですかと、こういうふうな委員会等でも質問もあって答弁もされてますけども、停留所によっては1カ月間、1人もおりすることもない、乗ることもないというような、そういうところまで停留所別に資料を出されてるわけです。こんなことでほんまにええのかということなんです。何かこの問題を先送りしているんです。いつか、乗らはるときが来るやろうと。しかし何かを改善していかないと、いつになっても私は乗れないと思います。今、本田部長お答えになられたように、利用者数等も勘案しながらと言われても、停留所別に皆データを奈良交通に出してもらっているわけでしょう。こういうデータを見ながら、もっと私はやらなあかんと思うけども、この協議会の今後はどうしようとしてるのか、見通しというんですか、今後の協議会そのものの計画、これどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

西井議長 本田総合政策企画監兼企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 ただいまのご質問についてですけれども、現在につきましては、あくまでもこの役目を終えたという認識ではございませんで、現行の運行ダイヤルートの運行状況の実態把握に努めているという段階のお話でございます。その状況を分析する一定の検証期間、必要かと思っておりますので、それで検証期間を経て、その検証結果であるとか市民の方のニーズ、そういったものを踏まえながら、今後の地域公共交通のあり方について、コミュニティバスも含めた全体のあり方について協議会の場で議論を行ってまいりたいと考えております。なお、議員ご指摘の乗車率が低いといった点につきましては、現在も市内企業と連携した乗車の特典であるとか、先ほどおっしゃってございましたマイ時刻表の作成といった利用者拡大、利便性の向上方策を講じておりまして、そういった検証の動きとあわせてこういった引き続き利用者拡大、利便性向上、そういったものに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 ここで市長に簡単にだけお尋ねしたいと思います。市長は前回、このことについてお尋ねすると、すぐに変えられるものではないと、こういう答弁をさせていただいてるわけです。じっくり考えたいということをおっしゃった。これは、自分自身で考えるのではないでしょう。やはり、この協議会というのをもっと活性化させないとだめだと思います。じっくり考えると言われても、市長はどこでどういう情報を得られるのか。2、3年ぐらいかけて考えたい

というのが前回のお答えのように記憶してるわけですけども、今も変わらないのか、今の話の流れから、どのようなお考えなのか聞いておきたいと思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 基本的な考え方というのは変わっておりません。先ほど部長の方から答弁ありました考え方と私が前回申し上げた考え方は全く変わっておりません。

コミュニティバスの導入に当たりましては、やはり、その協議会を立ち上げないと導入ができないという、行政のシステムの中で検討したわけでございます。一定の期間をかけまして検討されてでき上がったもの、それが昨年2月からですか、運行されております。その中で、市民皆さん方からいろんなご意見を頂戴しております。その運行状況を更に分析して、どうするのがいいのかという議論をするには、まだデータがそろっているという認識は持っておりません。確かに、バスをごらんいただきますと、非常にお使いにくいのかどうか、乗客の皆さんが少ないということは理解しております。

じゃあ、どういう形にすればいいのかという議論においては、いろんな方法をもう少し模索すべきかなという気もしております。単純にダイヤ運行だけを変えればいいのか、それとも抜本的な、その公共バスを含めた中の公共交通というあり方を根本的にやはり考え直していくべきなのか、いろんな方法を議論するべく考えております。まず、この委員会につきましてはデータ等の分析も含めまして、この秋に開催させていただく予定ではございます。議論を皆さん方と深めながら、よりよい葛城市の公共交通のあり方、公共バスのあり方を目指したいという思いでございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 今の言葉どおり、この1年間は市長交代もあったし1年間あきましたけども、この秋にまたするというところでございます。活性化協議会なので活性化しないとあかんわけです。活性化をしないのであれば活性化協議会ではない。本当の活性化協議会でありますようお願いして、次に行かせてもらいます。

次に、當麻庁舎についてお尋ねをさせてもらいたいというふうに思います。これもずっと私だけでなく、ほかの議員も言ってこられて、私も昨年のちょうどこの6月議会で前山下乡長でしたけども、この當麻庁舎の問題について、もう先延ばしをしてはならないと、きつく言ったつもりでございます。それでもされなかった。しかしそのときに、今後考えていくんやということで、當麻庁舎検討委員会というのを立ち上げられました。それも偶然なのか、それともそれに合わせてやられたのか、6月の初めにその第1回をされたということがございます。同じようなことを今度、市長がかわられてから12月に、阿古市長に當麻庁舎についてどう考えているんだと、かつ當麻庁舎検討委員会どうなってるんだと、このようにお尋ねをさせてもらいました。そのとき、総務部長はどう答えたかということ、昨年12月です。6カ月前、その6月に1回目したけど、その後においては、當麻庁舎検討委員会をしてない。確かにこの間、選挙もあったし、それは、それで理解をしました。今後、開催することを予定したいというふうなご答弁をいただきましたけども、その気配が感じられないです。どう

なっているのか、総務部長、お答えください。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問について答えさせていただきます。まず、當麻庁舎検討委員会についてでございますが、當麻庁舎の今後のあり方などにつきましてご意見を伺うため、区長会や商工会、また消防団、JA奈良県女性部など、當麻地区にお住まいのそれぞれの代表の方々8名に委員となっただきまして、昨年、平成28年6月14日に委員6名出席のもと、第1回の委員会を開催させていただいたところでございます。

会議の内容につきましては、當麻庁舎の概要と課題につきまして、また、平成16年度の新庄町・當麻町合併協定書により、合併形態が対等合併であることから、両町役場の取扱いを同等の位置づけとし、今後においても両庁舎を存続していく方向で確認され、将来において新庁舎建設が必要となった場合におきましては、住民の利便性に配慮するものとなっているということが定められた中で、現在に至っている経緯等を説明させていただいたところでございます。また、本委員会は今後の當麻庁舎の方向性を決定していただく委員会ではない旨の説明も、あわせてさせていただいております。なお、委員よりいただきましたご意見の中には、庁舎としての機能を残していくべきではないか、また、さまざまなケースを想定した場合の協議材料が必要なのではないかなどといったご意見がございましたので、その協議材料等の調整中であつたのが今までの状況でございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 聞き漏らしたんかな、去年の6月にやられて、それ以降、どうなってるのというところをお尋ねしたつもりなんですけども、その大事な部分、私が聞き漏らしたら申しわけないです。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたしました。それ以降の状況につきましては、この第1回を開催した以降、それ以降は開催をいたしておりません。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 そういうことですね。そのやられてるといのが聞こえてきませんもんね。去年の12月にこのときに、部長は、またやりますと答えてるんです。阿古市長はどう答えているかと申しますと、非常に、この問題については難しい。非常に微妙な問題でしてと、こういうところから始まるわけなんですけども。今、市政検討委員会で検討する最中でございますと、こういう言葉も残されてる。また、市民の皆さん方のご意見を聞かなければならないと思いますとも言われています。私は、何も「ああしろ」、「こうしろ」と言っているのじゃありません。検討委員会という中で話し合いをしてくださいという趣旨のことを言っているわけです。

市長は、私が先ほど述べたようなことを答弁されているが、されていない。それじゃ、當麻庁舎については、これからどうするのかという話し合いをどこで市民の声を聞かれている

のかということについての見解を市長から答弁を求めておきたいと思います。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 當麻庁舎の検討委員会の開催についてという答弁をさせていただいたらよろしいんですか。當麻庁舎の考え方というのは前回、お話しさせていただいております。正直な気持ちも含めてお話しさせていただいたと思います。當麻庁舎の検討委員会を開くに当たって、部長の答弁でありました本委員会は、今後の當麻庁舎の方向性を決定していただく委員会ではない旨の説明をして開いているということなんです。ですから、それであれば、果たして何を目的とするのかということなんです。そやから、その目的が本当に方向性を議論する場でないならば、本当に必要なかどうかというのは、また考えないといけないのかなという思いでいます。まず昨年、アンケート調査等をされたということなんで、そのアンケート調査をもって1つのその検討委員会の本来の、今あるその検討委員会の目的は達せられてるのかなという理解の仕方をしております。當麻庁舎の云々の話は昨年12月に答弁させていただいたので、多分同じお話をさせていただくことになると思いますので、その部分についての答弁は控えます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。

藤井本議員 答弁を控えますと言われても、昨年の12月に當麻庁舎検討委員会で議論をしている最中で市民の皆さんの声を聞きながら、これについては検討していきたいと答弁されている。もとをただせば、昨年の6月に、私が一般質問したことによって、計画的につくられた検討委員会なのかは別にして、當麻庁舎検討委員会は當麻庁舎をどうするかを検討する委員会である。当然のことであると思います。それが、今の市長の答弁のように変わっていくのであれば、こんな當麻庁舎検討委員会については、もう検討しませんと言って、検討委員会やめたらよろしい。なくしますと言われた方がましやと思います。當麻庁舎検討委員会をつくっておいて、この検討委員会で議論するのが妥当であるかなかろうが、今となってそんなことを言うのはおかしな話で、考え直していただきたいと思います。

けんかする場でないので、落ちついて話をしていきたいと思いますが、この市役所の建替えということを調べてると、北海道に当麻町というのがございます。北海道の当麻町というと、旧の當麻町が姉妹都市を結ばれてたところです。葛城市になると同時に、これをやめられ、解消されたと、こういうことでございます。見てみると、平成28年度からこの平成30年度にかけて、この北海道の当麻町では役所、今、建替えをされているところです。ちょっと私も興味があったので、電話で聞かせていただいております。向こうもよく覚えてくれてはりましたよ。奈良県の當麻町さんですか、今、葛城市になりましたが、その節はお世話になりましたとか、いろんな話をされておりました。当時は1万3,000人ほどいた町民でしたけども、今、もう6千何人になって半分以下になってますねん。そういう雑談もしながら、庁舎の建替えについて尋ねました。北海道、私は行ったことないですけども、旧の當麻の方の長い議員でしたら、もしかしたら行かれてるのかなと思いつつ、今、旧の庁舎をそのままにして、駐車場部分に新しい庁舎をつくってますねん、このようなことをおっしゃってま

した。

これ市長、私、そんな話をしていると思ったんですけど、當麻庁舎そのものを置き去りにほんまにしてませんか。例えば、姉妹都市の関係にあった北海道当麻町は、どことも合併しませんでしたと、こうおっしゃってました。それで人口が半分以下になりました。庁舎も昭和46年の建物で、もう古いですねん。だから、建替えをしないとしようがないですねん。それで、今、建替え中です。もうだいぶでき上がってるというふうなお話をされてましたけども、余談になるけどもあれ以降どこかと、姉妹都市結ばれましたかと。いや、もう奈良県の當麻町さんが最初で最後ですわと。何か寂しいような、ありがたいなという話です。

例えば、當麻町が合併していなかったと仮定しましょう。この當麻町さんでは昭和46年の建物、調べてみると旧の當麻庁舎は昭和43年ですよ。當麻町が合併してなかったとしたら、私は建替える、建替えないは、それは結果としてわかんないですよ。もっと活発な協議というものをされてたというふうに思います。そういう意味合いから、それは真正面から見ると合併したので、庁舎を2つあるものを1つにしなければならぬと、こういうふうな論点もあるから、いろんな意見も聞かなければならないという部分ありますけども、ちょっと角度を変えてみると、合併してなかったら當麻庁舎をそのまま使っていたか。合併することによって、私はこの庁舎そのものも先送りになってると思う。このところを、この検討委員会でやっても仕方がないと言われるのなら、こんな検討委員会は、ほんまにやめたらええわけです。こんなん体裁だけでつくってるようなもんやったら、私はこれはやめたらええと思う。もう1回聞きますが、どこで、市長は市民とその話をしていますか。それだけ教えてもらわんと終われないです。

西井議長 阿古市長。

阿古市長 検討委員会の話から、今、當麻庁舎云々という話になってますんで、その部分については、質問の趣旨が違うのかなと思って答えてないんですけども、12月のときにもお答えしたと思いますけども、例えば、今の當麻庁舎が耐震問題があるからといって、その話だけでいくのであれば、私は建替えるべきやと思ってます。建替えというか耐震補強するべきやと思ってます。といたしますのが、合併当初の約束といたしますか、その中で、明らかにうたっておりますので、その方向以外の検討というのはあり得ないと思います。ただ、これから葛城市では、いろんな施設のファシリティマネジメントといたしますか、耐用年数も含めましていろんな議論をしなくてははいけません。その中の一環として、當麻庁舎をどうするかという議論は大いにやっていくべきやと思います。単純に意見聴取だけしますねんという趣旨の當麻庁舎検討委員会やったら、私はやる必要はないやろうという認識でございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本君。時間がありませんので。

藤井本議員 もう時間ないですけども、1点だけ簡単に一言で答えていただきたい。

通告しときましたけども、市政検討委員会、きのう吉村議員の質問の中にも、いろんなことを調査していると。事例はもうしゃべる時間もないですけども、今、市政検討委員会は、クローズアップされており市民の注目となっている。この設置要綱を読みますと、この市

政検討委員会ということについては、公開をするのが原則ということになってます。この答え、例えば中間発表でもいい、いつぐらいに、その調べてるもの、もう何かということも聞けないですけども、いつぐらいに公表しようという構想を持っておられるのかと、その答えだけ聞いて終わりたいと思います。

西井議長 本田企画部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監兼企画部長の本田でございます。

市政検討委員会につきましては現在、検討事項の洗い出し、行わせていただいているものでございます。重点的に検証が必要であると判断された案件から随時検証、そういったプロセスにのせまして、一定の調査結果、報告書として取りまとめ、市政運営の見直しにも反映してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

西井議長 藤井本浩君の発言を終結いたします。

暫時休憩をします。

休 憩 午後3時04分

再 開 午後3時15分

西井議長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、工事請負等の入札・契約手続きの課題と適正化についてであります。

質問の詳細は、質問席にて一問一答にて行わせていただきます。

西井議長 白石君。

白石議員 まず、防災行政無線デジタル化整備工事に係るプロポーザルの実施要項や発注仕様書等について伺ってまいります。

私は3月定例議会の一般質問において、本件プロポーザルが中止される原因となったと思われる提案参加企業の、既設メーカーでなければ対応できません。特定メーカーの装置、特定の機能を想定しているように見受けられる。あるいは事実上、特定業者に限定された発注仕様書及び設備機能要求確認表、質疑応答から判断せざるを得ませんなどと明記された辞退届が出され、私はその内容をお示しをし、実施要項や発注仕様書の見直し、改善を求めてまいりましたが、その後、どのような対応がなされたか、まず、ご説明を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。よろしく願いいたします。

まず最初に、発注事務に係ります改善内容についてご説明を申し上げたいと思います。本年5月30日に公示いたしました葛城市防災行政無線デジタル化整備工事の発注に際しましては、副市長を委員長としまして、奈良県の職員を含む7名で組織する葛城市防災行政無線デジタル化整備工事検討委員会を立ち上げ、本年3月6日より5月29日までの間に、合計6回開催し、延べ20時間、延べ人数38名により、実施要領並びに発注仕様書等の見直しを行った

ところでございます。

今回、主な見直しの視点といたしまして6点ございます。まず1点目に、実施要領、発注仕様書全体を通じて、プロポーザルへの参加を検討する業者に誤解を与えないような表現となるよう見直しを行う。2番目といたしまして、特定の業者に有利になるような誤解を抱かれないように要求項目の見直しを行う。3番目に、実現可能な業者が限定されると受けとめられる箇所についての見直しを行う。4番目に、機器仕様、数量及び操作方法が細かく指定されている箇所につきまして、品質を担保した上で見直しを行う。5番目に、本市にとって過剰な機能を要求していると考えられる仕様になっている箇所の見直しを行う。最後に、より多くの業者に提案の機会を設けるため、参加資格条件を緩和するといった視点で、仕様書等の重点的な見直しを行ったところでございます。

具体的には、まず移行期間中の運用につきまして、従前はシステム移行に際して停止期間がなく、移行中の運用に支障がないようアナログ、デジタル両設備の集中管理を行う操作卓を整備するといった内容につきましては、見直し後、システム移行に際して住民への伝達手段の停止期間がなく、移行中の運用に支障がないよう整備をすることとする。その際、旧システムとの並行稼働は認めるといたしたところでございます。

次に、システムの概要につきましては、従前、當麻庁舎にある既設の防災行政無線設備と連携アナログデジタルの子局の区別なく、通報デジタルアナログの区別なく操作を一括管理できる既設アナログ屋外子局に対しても同様に監視制御が行えることとしたところにつきましては、見直し後は、システム移行に際して住民への伝達手段の停止期間がなく、移行中の運用に支障がないように整備することとするをいたしたところでございます。

さらに、より多くの業者に提案する機会を設けるために企業の総合評価値を1,000点以上から800点以上に引き下げて、参加資格条件を緩和するなど、その他、細部にわたりまして数多くの見直しを図ったところでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 安川部長からお答えをいただきました。6つの視点で具体的な見直しをされた。移行期間中の運用について、旧システムとの並行稼働は認める。あるいはシステムの概要について、移行中の運用に支障がないよう整備することとする。さらに、参加資格条件については、総合評価値を1,000点から800点以上に緩和する。こういう見直しを行ったということは、評価できるものだと思います。私は何よりも、この防災行政無線がより安く、よりよいものを早く、やはり発注をし、完成することを望んでおります。ぜひ立派な設備をつくれるように頑張ってください、このように思うわけでありませう。

次に移ります。CD-ROMの最終更新者の問題であります。昨年12月に実施されたプロポーザルにおいて、参加表明された業者に対して、発注仕様書や設備機能要求確認表などの資料が網羅されているCD-ROMが提供されましたが、そのCD-ROMのデータの作成者の欄に、最終更新者としてOS氏の氏名が記載をされておりました。このOS氏は、参加意向表明されているパナソニックの担当者として、発注仕様書等に対して質疑を行っている

方と同姓同名であったことであります。このことについて松山副市長は、現在、その事実確認、詳細についてこの場で答える材料を持ち合わせていない。調査をするために時間をいただきたい、このように答弁をされましたが、その後の調査状況について説明を求めます。

西井議長 本田部長。

本田総合政策企画監兼企画部長 総合政策企画監兼企画部長の本田でございます。ただいまの白石議員からのご質問に対しまして答弁させていただきます。

3月議会におきまして、白石議員からご質問いただいております防災行政無線デジタル化整備工事における設備機能要求確認表のデジタルデータに、既設事業者の担当者名が残されていたという疑義につきましては、公共工事の公平性、競争性に関する疑義であろうということで、第三者的な視点による検証が必要であろうという判断のもと、先ほど総務部より答弁を行っております事業を行うそういった仕様書の見直し、検討作業とは別のラインの動きとして行っております。こちらについてご説明させていただきますと、企画政策課において、市政検討委員会事務局を務めさせていただいております。

こちらについては、市政検討委員会については市政全般について第三者的な視点から分析、検証、精査していただき、現状を把握した上で今後の市政運営の参考とする組織でございます。こちらの市政検討委員会の下に調査部会、設置をいたしまして、防災行政無線デジタル化整備工事の発注に関する一連の経緯であるとか事実関係等について調査を行っております。調査部会の部会員につきましては、疑義のあった整備工事に直接携わっていない職員のうち、契約事務であるとか情報システムの知見を有する職員等で構成をしております。

そうした第三者的な視点による検証ということで、参加している構成員の間で、今回の工事に関する知識レベルにも開きがございました。そういった中で、事前の勉強会、数回を開催しております。こういった経緯、何があったか、そういったところについて一連の流れ、事前の勉強会重ねる中で、今回の調査の目的、背景について十分理解が深まったということで今月調査部会として正式に立ち上げまして、ヒアリング項目の整備といった本格的な動き出し、始めたところでございます。

今後は調査部会として、一連の書類の精査であるとか、関係事業者へのヒアリング、関係者のヒアリング、そういったものを通じて明らかになった調査結果を市政検討委員会の委員にも報告をさせていただきまして、改めて検証いただきながら報告書として取りまとめてまいりたいと考えておりまして、一定の取りまとめできた段階で報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 本田部長の方からご答弁をいただきました。第三者的な調査が必要だ。その検討委員会の皆さんが同じ認識に立つために勉強会を重ねてきたということでもありますけれども、ご報告では、調査委員会のもとに今月ですか、6月に調査部会を設置したというお答えだったというふうに思いました。本格的な動きを始めたところであるわけで、調査はまさに動き出したばかりというふうに言えると思います。既に、3回目のプロポーザルが5月30日に公示され

ているんですね。私の一般質問は、3月8日でありました。3、4、5、6ですね。時間が随分たっております。そして、きょう21日がプロポの企画提案書の締切日だったというふうに思うんです。

このまま調査報告がない、事実の解明がないまま業者の選定が行われ、仮契約が交わされ、契約議案が議会に上程される。このようなことは、あっては私はないというふうに思うわけでありまして。もちろん調査部会を設けて、第三者的な視点で調査をする、大事なことでありますけれども、我々議会としてこの契約に賛成できるかどうかのやはり判断が迫られるわけでありまして、一定の見通し、スケジュールをですね、やっぱりお示しをしていただきたい。できるだけ早くお示しいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

西井議長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。白石議員のご質問にご答弁させていただきます。

まずは、防災行政無線、10億円近い多額の予算を費やし、さらに、市民の命に直結をする重要な整備であるというふうに認識をしておりますので、この点につきまして白石議員のご質問をしっかりと受けとめ、その上で、しっかりとした対応についてご方針を答弁させていただくために多少さかのぼって、もう一度、確認のことも含めてご説明をさせていただきます。

まずは、昨年度中に2回のプロポーザル、これが不調に終わりました。この事実をまずはしっかりと受けとめて対応をしていきたいと思っております。なお、2回目のプロポーザルの中止につきまして、この時点でご説明をしておりますのは、あくまで提案が1者しかなかったということで、適正な競争が確保ができないのではないかということでもって、これは中止をしたということでございます。これに対しまして、先ほど総務部長並びに企画部長からご説明ございましたが、二通りの動きをしております。

1つにつきましては、まずは本年度予算を再計上いたしまして行っております現在、進行中の第3回目のプロポーザルでは、少なくとも2者以上、できるだけ多くの事業者からご提案をいただきたいと。これについては、くしくも本日でございますが、あと数時間で何者からご提案がいただけるかということについてはわかるわけですが、そういった、まずはできるだけ多くの事業者にご提案をいただくということを目的といたしまして、これは、その議員から前回もご質問のあったことについては、これが不正であるのか、あるいは不適切な事務であるのかは別といたしまして、何らかのいろんなその見直しをした上で、できるだけ多くのご提案をいただけるという工夫を並行して行おうということを進めてまいりましたものでありまして、総務部長からご説明をいたしましたとおり、私を委員長として検討を進めてまいりました。非常に多くの時間と労力を費やしてまいりましたので、正直申し上げて、こちらの方に、まずは時間、人手がかかった、これは事実でございます。

もう1点の、特に昨年度の2回目のプロポーザルに際して、これは結果的に1者しか応募がなかった、提案がなかった。これに対しまして、逆に、その辞退届の中で、議員からお示しのあったようないろんな意見を賜った。この事実につきまして、これがその背景がどのようなものであったのか。市政としては残念なことではございますが、不正があったのか、あ

るいは不適切な事務があったのかについても、これにつきましては、予断を抱かずに多角的な視点で、さまざまな角度から検証を進めてまいりたいと思っております。これは、したがって、例えば、辞退届の中で既設事業者でなければ参加ができないというご主張については、議員からご紹介ありましたけども、例えば、これについても事実であるのか、有利不利はあったかもしれませんが本当に参加できないのか、こういったことも含めて、まさに予断を抱かずに多角的な検証をしていきたいと思っておりますので、そのいろんな準備行為に、これもまた、これはもう申しわけないことではございますが、時間かかっているのは事実でございます。

最後、ご質問の一番核心でございますが、この点のその報告につきまして、何の報告もなされないまま、もし運よく、本日あと数時間でわかる中で、何者もご提案があって、この後の契約事務が適切に進んでいくとなれば、契約議案の上程の際には何らかのご報告がないと、これはご判断いただけないと存じますので、契約議案の上程のその時期、これはいつにするか、これはその議会運営上、ここで私の単独で申し上げるわけにはまいりませんが、この契約議案の上程の時期に、これは最終報告になるのか、中間報告になるのか、これはやってみないとわかりませんが、いずれにせよ、できるだけ最終報告になるということを目指して、何らかのご報告を必ず申し上げるということを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 副市長の方から、ご丁寧にご説明をいただきました。ご説明のように、上程の前にしっかり時期を見計らってご報告をいただきたいということを重ねて申し上げておきたい、このように思います。

次に参ります。指名競争入札及び総合評価方式における指名競争入札に係る入札参加者指名基準についてお伺いをしてまいりたいと、このように思います。市民の税金を原資とする公共工事や物品等の調達は、できる限り安く、無駄なく執行されることは当然のことです。また、公共工事においては、完成物の品質や安全性の確保、地域経済の振興や地域建設業の健全な発展など、重要な役割があると考えます。公正公平な競争性の確保と、地元中小企業への受注機会の確保など、適正な入札契約手続によってこそ、その目的が達成されると考えます。

地方自治法の第234条、契約の締結は第1項において、売買、貸借、請負、その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約または競り売りの方法により締結をできるとされています。その第2項では、ここは大事ですけども、前項の指名競争入札、随意契約または競り売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができると書かれています。これは地方自治法では一般競争入札が原則とされ、政令で定める場合に限り、指名競争入札等が認められているということであります。

ここでは、本市の入札手続において、その大半を占めている指名競争入札について、平成28年度の入札結果等を検証しつつ、その課題を提起をし、改善適正化について質問を行ってまいりたい、このように思います。指名競争入札の公正性や公平性、競争性や透明性を確保

する上で、指名業者を選定する手続は最も重要なポイントであると考えます。そこで、お伺いをいたします。葛城市建設工事入札参加者指名基準等については、どのようになっているか、まず、ご説明を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部の安川でございます。入札参加者の指名基準につきましては、葛城市建設工事指名競争入札参加者指名基準及び葛城市業務委託等指名競争入札参加者指名基準におきまして、業種別の予算額に対します指名業者数を、また、発注工事別の予定価格に対応する等級区分につきましては、それぞれ別表に定めておるところでございます。

この当該基準につきましては、建設工事では土木、建築、舗装の業種別、また等級ランク別に、さらに業務委託等につきましてはコンサル業者等、あるいは物品その他業務委託につきましまして、それぞれ予定価格ごとの業者数を定めておるところでございます。なお、1億円以上の工事につきましては、原則一般競争入札と、この中で定めている状況でございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 安川部長からご答弁をいただきました。葛城市建設工事指名競争入札参加者名簿基準は、ご説明のとおりであります。第2条の指名の方法の第3項は、等級をもって工事を発注するときは工事の種類及び予定価格に応じ、別表に定める等級に属する者から指名をするものと規定をされています。建設一式工事を見てもみますと、Aランクは5,000万円以上1億円未満、Bランクは300万円以上5,000万円未満、Cランクは300万円以上2,000万円未満となっております。

そこで、お伺いをしてまいります。平成28年6月10日に執行された予定価格6,922万円の道の駅かつらぎ道路情報棟新築工事の指名競争入札において、別表2の予定価格に対応する等級と建設一式工事の300万円以上5,000万円未満のBランクにランクされている新和建設が指名をされているんです。そして、2回目の指名競争入札で落札金額6,900万円で受注をしています。どうして等級Aのランクが対象の5,000万円以上1億円未満の工事発注に当たって、Bランクの新和建設が指名をされたのか、ご説明を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

ただいまのご質問でございます。議員仰せのとおり、この道の駅かつらぎ道路情報棟新設工事につきましては、2回入札を行ったところでございます。その中に、Bランクの業者が指名されておったということでございますが、この工事につきましては工事期間の限られた中、発注を急いでおったところもございしますが、議員仰せのとおり、そういう状態にあったことにつきましては、特別な理由並びに恣意的なことについて確認はできておりませんが、このようにランク表に合わない指名であったことにつきまして、このようなことがないよう、担当課及び業者選定委員会におきましても慎重にチェックをいたし、指名基準に則した選定業務となるよう細心の注意を払い、今後、選考してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 重大な問題だと思います。もちろん業者選定委員会において、これは恣意的なことがあつては、これはもう問題外であります。私は市政検討委員会等で、この問題についても調査をされることを求めている、このように思います。

次に入ります。指名基準には、優先指名等で規定をされています市内業者、いわゆる市内本店業者がありますが、この市内業者の要件についてご説明を求めます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

ただいまご質問の市内本店業者としての要件でございます。これにつきましては、主たる営業所を葛城市内に置くものとして、それを要件としておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 安川部長からご説明をいただきました。主たる営業所を市内に置いているということであり、これは当然のことだというふうに思うんです。しかし、その指名するに当たっての登録の申請の中には、住所要件だけではなくて納税証明書の確認などが行われているわけがあります。それとあわせてお伺いをしたいと思います。住所の確認は、どのようにされているか、あるいは、その納税証明書についての納税をされていない場合、未納証明書が発行されるということであり、この未納証明書の取扱いについてもご説明をいただきたいと思えます。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

まず、住所の確認等につきましては、法人等につきましては登記簿等の写しを添付していただいているわけございまして、その部分で住所の方は確認できるということでございます。あわせて納税証明書を添付要件としておりまして、これにつきましても、そこに住所を明記しておるもので、そこで確認をとるところでございます。さらに、納税証明書につきましても滞納がないという、こういう記載になっておりまして、その要件を確認する意味で、その添付として納税証明書をつけていただいているところでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 部長は、法人を中心に答弁をしていただきましたが、当然個人事業者もいるわけで、法人登記等で確認できない場合があります。これは過去には、土木工事が中心でしたけれども、どこかのハイツ、あるいは人が住んでいる住家に看板をかけて、事務所として登録をし、実際には、この近隣の市に本店事業所を置いて営業をしている、こういう実態がありました。しかし、これらについて、やはり原課において一掃していくという取り組みの中で、昨今ではこういう話は聞かなかつたけれども、また最近、このような話が湧き上がってきているわけであり、当然、指名業者、登録された業者全てについて確認は、これはできません。

しかし、業者選定委員会が指名を決定するに当たって、指名された業者あるいは少なくとも落札した業者については、とりわけ個人事業主、住所を確認する、あるいは滞納がないことを示す証明だけではなくて、個人であれば、固定資産税あるいは国民健康保険税もあります。当然、確認できることでありますので、こういう要件をしっかりと見させていただき取り組みを求めておきたい、このように思います。

次に移ります。業者選定事務の分担についてであります。葛城市では、指名業者の選定が原課、いわゆる担当課において行われています。教育関係の施設については教育委員会、教育総務課であったりするわけでありますけれども、私はこれらの事務については総務財政課管財係で一括して、やはり取り扱うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

現在、各担当課におきまして、工事等の事務におきまして、その業務全てを一括して総務財政課の管財係が担当するとなりますと、実際に事業の内容、あるいは設計の内容に合致した業者であるかどうか、また、担当課におきまして、過去の受注業者の実績内容につきましては、所管する担当課でないと把握しきれないところがございます。また、その業者選定には、かなり時間も要しますし、選考に当たっては非常に重責であると考えているところがございます。そのため、事業内容の詳細を把握していない総務財政課では、それに見合った業者を抽出することは難しく、さらに最近の業者選定委員会に諮る件数の大幅な増加、また管財係におきます業務量の増加等も考え合わせますと、人員配置や機構的な問題もございますが、全ての案件を当課において対応することは非常に困難であると、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 私は安川部長の答弁は、私の考えと真逆のことを言ってるんじゃないかというふうに思うんです。確かに、業者選定というのは非常に重要な事務であります。例えば、小・中学校の耐震大規模改造工事、あるいは、こども・若者サポートセンターの改修、こういうことが原課で、確かに設計の発注とか、そういうことはやりますけれども、業者選定をやったりやっっていくということについては、管財係との連携はできたとしても非常に困難が見込まれます。

これは、近隣市の例でありますけれども、原課、担当課に対して業者がいろんな働きかけをし、原課が困る、こういう状況もあります。重大な仕事だからこそ私は窓口を1つにして、葛城市であるならば総務財政課の管財係でやっぱりやるべきだと。選定に当たっては、当然原課と協議をし、やはり決めていけばいい話でありますので、そのように私はやるべきだと、このように思うわけであります。

近隣の大和高田市では契約管理課、御所市では管財課、香芝市では管財課が業者選定の事務を担っております。葛城市でも平成21年までは都市産業部の中に管理課がありました。この管理課が業者選定事務を担当していたのではないのでしょうか。その後、平成22年に管理課がなくなり、業者選定が原課、担当課で行われるようになりました。これは、どうしてその

ようになったのでしょうか。おわかりでしょうか。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 ただいま白石議員仰せのとおり、平成22年度におきまして、従前の管理課から総務財政課の方に管財係として新たに課の配置替えというか、係替えがあったわけでございます。平成21年以前におきましても当時の管理課では、各担当課からその設計に応じた業者を抽出し、また場合によっては指名願の簿冊等の内容から過去実績等を勘案しながら、業者を原課において抽出し、その内容をもって業者選定に諮っていた経緯がございまして、この課が変わったからといって、状況が変わったということではございません。同じ状況で、総務財政課で同じような流れで、今も現在も業者選定の方に案件を出していただいている。この辺については、変わりのない状況でございますので、その辺のご認識、よろしく願いいたしたいと思います。

西井議長 白石君。

白石議員 例を申し上げました。大和高田市、御所市、香芝市は確かに原課から業者選定原案というものを徴収し、管財課が指名業者を選定しています。もう大和高田市や御所市は、これはもう原課とは切り離して指名業者の選定を一括してやっている。これが普通だというふうに思っています。今の葛城市のやり方は、市町村がほんまに手がないところがいろいろやっていることであって、私は改めるべきだと思います。

更にお伺いしておきたいと思います。葛城市の契約事務分担表を見てみますと、指名業者選定の分野では、随意契約については原課となっておりますけれども、入札については選定委員会（総務財政課）と、こういうふうになっているんですが、これは間違いはないのでしょうか。確認をしておきたい、このように思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 まず、通常の流れから申し上げますと、工事等の設計の場合に関しましては、担当課で積算あるいは設計業者に委託してその積算を実施しておるところでございます。その工事等につきましては、指名競争入札を選択する場合には、業者をあらかじめ担当課において抽出し、その際、担当課から相談があれば、管財係でも対応させていただいている状況でございます。なお、その担当する課から総務財政課において管理する指名業者一覧データから業者名を抽出し、過去の実績につきましても指名願の関係資料から確認していただいております。そういった中から、条件に合った入札を担当課より提出していただいておりますので、基本的には入札執行事務、これに関しましては管財係で担当しておるところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

白石議員 契約事務分担表というのはいないんですか。

西井議長 白石君。

白石議員 時間がないので押しておりますので、また後でお伺いしておきたいと思います。

次に移ります。予定価格や最低制限価格の事前公表について伺ってまいります。本市では、予定価格の事前公表に続いて、平成23年度より最低制限価格を設定をすると同時に、事前公表を実施したところでありますが、年々、最低制限価格による落札や入札参加者の全者が最

低制限価格に張りつく。こんな事態が発生し、くじにより落札者を決定する、これがふえて
いるんです。地方自治法が求める競争性が働かない、こんな状況がどんどん進んでいるわけ
でありますけども、この状況に対するご認識、どのように思われているかご答弁を、所見を
求めておきたいと、このように思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

本市におきましては、予定価格及び最低制限価格につきましては、従前より事前公表をし
ておりますが、最低制限価格は公共工事の施工に当たり、品質の確保や建設業者の健全な経
営保持のため、工事に必要となる経費等が適正に反映された金額で契約が行われるよう設定
いたすものでございます。また、最低制限価格の事前公表につきましては長所もございまし
て、例えば、入札時の不調が減少し、年度内の工事完了につながる。また、企業からの働き
かけがなくなる。さらに、入札事務の透明性が図れる。また、予定価格と最低制限価格の間
での企業努力により競争性が図れるなどといったメリットもございます。議員ご指摘の
こともございますが、数者が最低制限価格となった場合には、まず、くじを引くための順番
くじを引き、次に、その順番くじの若い番号の企業から落札くじを引くことによりまして、
公平性が保たれておるといふ、こういう方式をとっておりまして、これに関しては談合につ
ながらないものと考えているところでございます。

以上でございます。

西井議長 白石君。

白石議員 部長からご答弁をいただきました。では、最低制限価格の導入された平成23年からこのデ
ータがあります平成28年度における入札において、最低制限価格で落札した件数、この推移
を比較してみたいと思います。平成23年です。ゼネコン等が参加した建設工事、これは平成
23年で4件でありました。これ最低制限価格で落札した件数が4件、100%です。平成28年
度は入札件数が15件、最低制限価格での落札が5件、33.3%。

次に、土木工事、これはAランクからDランクまでありますけれども、平成23年度は、入
札件数34件に対して2件が最低制限価格で落札をしています。5.8%です。ところが、平成
28年度になりますと、入札件数42件に対して最低制限価格で落札した件数が36件、85.7%に
達しています。

舗装工事においては、平成23年が20件で、最低制限価格での落札が19件、95%、平成28年
は10件の10件、100%。これらあわせて平成23年度は70件で、そのうち26件、37.1%、それ
が平成28年度には81件のうち56件、69%が最低制限価格で落札をし、1件で落札してるのも
あれば、数件最低制限価格でくじ引きをしていると、こういう状況であります。葛城市の現
状はこのように、もう全く競争性が損なわれ、入札制度の実質が失われつつあると言わなけ
ればなりません。また、業者の積算能力の向上、経営努力への意欲が阻害されるのではない
か、懸念される状況なんでありませう。

では国は、予定価格や最低制限価格の事前公表について、どのように考えているのかご紹
介したいと思います。総務省は、ちょっと古いですけども、平成19年度の入札契約適正化法

に基づく、地方公共団体の実施状況調査の結果に基づいて、総合評価方式の導入状況や予定価格等の事前公表の状況をまとめています。地方公共団体に対する要請事項、そして、支援方法をこの結果に基づいて打ち出しています。それが平成20年3月31日に総務省と国交省が合同して地方公共団体に要請通知を出しているんです。

個々では、国交省や総務省はどのように評価されているか。こう言っているんです。事前公表されている予定価格と最低制限価格が目安になって、上と下が目安になって適正な競争が行われにくくなっていると言ってます。さらに、業者の見積もり努力を損なわせている。さらに、ここは随分見解が違いますが、談合が一層容易に行われる可能性があること。これらの見解を示しているんです。そして、総務省、国交省の共同の通知で入札契約適正化法に基づく主な要請事項を出しています。これを地方自治体に要請してるんです。

部長の答弁では長所もあると、こう言いました。企業からの働きかけがなくなる、これは職員は助かります。入札の透明性が図れる、くじによるくじで、これで透明性が図れる。これ全く私は、もう無意味な、経営努力なんて何も要らない。予定価格と最低制限価格、公表ですから、ほんまに冒頭に申し上げた公共工事、公共調達の意義そのものが損なわれてきてるんです。さらに、部長は申しました。予定価格と最低制限価格の間での企業努力による競争性が図れるというんです。これ国の考えと真逆なんです。総務省と国交省がこのように言われてますけれども、部長の見解と随分異なるんです。いかがでしょうか。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 先ほど申し上げましたように繰り返しになる部分がございますが、100%が100%最低制限価格での入札で全てがくじになっている状況ではございません。しかも、先ほど議員仰せのとおり、過去から最低制限になるパーセンテージが上がっているということでございますが、この影響につきましては、いわゆる公契連等で示されてる、あるいは奈良県等の示されてます最低制限価格の積算率、これが年々、若干ではございますが、引き上げられてる中で、従前は85%が最低制限の幅でございましたが、昨今は90%近い。この間の中での競争性になるという部分がございます、そういった意味で、本市の考えとしまして従前のやり方ではございますが、そこを踏襲しているというのが私どもの見解でございますので、その点、国との若干の差異はございますが、その点、ご理解を願いたいと思います。

西井議長 白石君。

白石議員 このことは部長に見解を聞いたそのことがやっぱり無理だったというふうに思います。これらは、ぜひ理事者においてご検討いただきたい。私は、いつも総務省や国交省の言うことを是として、この場で取り上げるというようなことはめったにないことであります。ぜひ入札制度の実を生かしていくということを考えて取り組んでいただきたい、このように思います。

次に移ります。時間ありません。業者の偏りと談合防止についてであります。平成28年度の入札実績により、落札業者の偏りと談合防止です。いつも心しているわけでありませぬけども、平成28年度には大変顕著な事例が出てきております。建設工事15件中、新和建設が8件、53.3%受注してるんです。これは全体です、AからC。さらに、新和建設が指名された工事、

これ12件あるんです。そのうち8件ですから、実に66.6%落札をしてるんです。これで驚いたらだめなんです。もっと驚くことがあるんです。新和建設はBランクです。Bランクで指名された建設工事については100%、6件中6件落札し、受注してるんです。これを落札業者の偏り、偏りなんてもんじゃないです。大変な私は状況だというふうに思います。しかも、その指名されている業者、村本建設、森組、森本組、大日本土木、鍛冶田工務店あります。いわゆる中堅ゼネコンであったりするわけでありまして、同時に指名されてるんです。Bランクは1者ですから、直近上位のランクから指名するんです。そうなってくると、そういう業者が入ってくる。しかし、この業者は、札入れしたのは8件のうち2回しかないんです。2業者しかない。99%台と100%入れてる。ほかは辞退、ほとんどが予定価格を上回る価格を入れて無効になってる。ですから、新和建設しか落札業者ないんです。明らかに談合、そうしているという疑惑、そう思いませんか。私は、こういう事実を原課が把握して指名業者を選定する、こんなことできないでしょう。やっぱり、しかるべき組織の中で、こういう状況もきちっと把握して落札の状況、指名の状況、そういうものを把握して、やはり入札事務を進めないとだめじゃないですか。この点について、開示請求をし、寄せられた資料から分析したもので、全く100%正確ではありませんが、ご所見を求めておきたい、このように思います。

西井議長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

先ほど議員から説明されました当該業者が数多くの案件を落札している、こういった状況につきましては、当課におきましても現状把握しておるところでございます。工事等の落札状況につきましては、各社の入札参加企業が各入札案件の条件や設計金額と照らし合わせて、条件が合いましたら企業の経営努力によりまして、積極的な入札金額で応札され、その結果としまして、最低の価格者が落札されると、こういった状況ではございます。その各企業の方針によりましては利益率を考慮しながら、場合によっては受注工事件数をふやすことによりまして、企業の利益につなげるといった考えで対応されている企業もあるかと思われま。また、最近の全国的な建設業界の状況により、東北地方ではゼネコン等々の受注も多い中、そういった状況も全体の中としては考え得るものかと、この状況を見て考えておるところでございます。ただし、議員仰せの内容のことも今後は業者選定委員会の中でも、そういった状況を踏まえて検討の中でしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

西井議長 白石君。時間がわずかしかなかったのでよろしく。

白石議員 時間が迫ってまいりました。部長、ご答弁をいただきましたけれども、平成28年度の入札の結果表から、こういう入札の状況、とりわけ建築工事についてはこのような状況にあるんです。しかも、先ほども言いましたけれども、建築工事が一番最低制限価格で落札している件数が少ない。そして、一番平均落札率が高い、94.08%。土木は88.9%、舗装は87.13%です。確かに、建築物については土木と同様には考えられませんが、実に高率の落札になっていると、こういう状況なんです。これらの状況をやはり業者選定委員会あるいは理事

者で議論をやはりすべきだとこのように思います。入札事務は、これはこの予算を執行する1つの形態であります。

地方財政法第4条は、地方自治体の経費は、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出をしてはならない。このように規定をされております。これの解釈は本来、歳出予算は執行機関に支払い自体の根拠を与え、かつ支出の最高限度として執行機関を拘束するものだということなんです。支出額自体を認めたものではないということなんです、定めたものではないということなんです。でありますから、予算の執行においては、その目的を達成するために必要かつ最小の限度を超えて支出をしてはならない。これは地方自治法第2条第14項の最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない、地方行政の基本原則で定められているわけであります。この予算執行の基本原則、これらが予算執行の一形態である入札においても、やはり貫かれるべきであるということを書いて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

西井議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了いたしました。次の本会議は6月28日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、22日及び23日には各常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時17分